

ミサイル防衛の戦略的意義と国際安全保障に与える影響

小川伸一

はじめに

核兵器など大量破壊兵器（WMD）を搭載可能な弾道ミサイルや巡航ミサイルの拡散・増強が懸念され、それへの対処の一手段として米国を中心にミサイル防衛の研究・開発が進められている。報復能力に基づく米ソ相互抑止が戦略関係の基礎であった冷戦時代にあっては、ミサイル防衛は相互抑止の安定を脅かすものと理解されていた。ところが、米ソ（露）間の相互抑止の必要性や緊急性が後退した今日、弾道ミサイルの拡散など冷戦時代に見られなかった新たな脅威の高まりと相俟って、「拒否的抑止（deterrence by denial）」の手段としてのミサイル防衛の意義がクローズアップされつつある。

こうした認識の下、本稿は、相互抑止や「核の傘」とミサイル防衛の関係、我が国にとってのミサイル防衛の意義、さらには我が国のミサイル防衛が東アジアの戦略環境に及ぼす影響などを検討し、我が国の安全保障政策の中でのミサイル防衛の位置づけを探るものである。

第1章 我が国に対するミサイル脅威の評価

1. 核・生物・化学兵器の拡散状況

核兵器、生物兵器、化学兵器は、一般に大量破壊兵器と称されている。国際社会は、核兵器に対して拡散防止条約（NPT）、生物・化学兵器に対してはそれぞれ生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約を成立させて、拡散防止あるいは廃絶に向けて努力を重ねている。しかしながら、いずれの兵器に対してもその取り組みは道半ばの状況にある。

核兵器についてみると、NPTで、当面核保有が容認されている5核保有国のほか、NPTの枠外でインド、パキスタン、イスラエルが核兵器を保有している。さらに、北朝鮮とイランはNPT上の非核保有国でありながら核兵器開発を疑われている。

化学兵器に関しては、2003年7月1日現在、世界190有余の国家のうち153カ国が廃絶を

* 本論文は『防衛研究所紀要』第6巻第1号に掲載予定であるが、読者の便宜のため先行してホームページ上で公開するものである。

規定する化学兵器禁止条約に加盟しているが¹、非締約国の一部、それに締約国でありながら化学兵器を保有、あるいは開発を計画している国家が見受けられる。例えば、中国、ロシア、北朝鮮、エジプト、シリア、リビア、イラン、イスラエルが化学兵器を保有していると思われ²、このうち、中国、ロシア、イランは化学兵器禁止条約の締約国である。また、同じく化学兵器禁止条約の締約国であるパキスタンとスーダンは化学兵器の開発を計画していると思なされている³。なお、米国、韓国、インドも化学兵器を保有しているが、この3カ国は化学兵器禁止条約に則り、化学兵器を解体中である。

生物兵器についても、化学兵器と同様、廃絶を目標とする禁止条約が成立しており、2003年6月1日現在、146カ国が締約国となっている⁴。今日、中国、北朝鮮、ロシア、エジプト、イランの5カ国が保有を疑われているが⁵、このうち、中国、北朝鮮、ロシア、イランは生物兵器禁止条約の締約国である。また、シリア、リビア、イスラエル、インド、パキスタンは、開発計画を有していると思なされている⁶。

核・生物・化学兵器の拡散状況を概略したが、視点を我が国の周辺に移すと、中国、北朝鮮、ロシアの3カ国ともに、それぞれ核・生物・化学兵器を保有していることがわかる。

2. ミサイルの移転・拡散状況

ミサイルには弾道ミサイルと巡航ミサイルの二種類が存在する。弾道ミサイルとは、ブースターで大気圏外に打ち上げられ、その後、慣性と地球の重力によって飛び、一定の高度に達した後、地表に向かって落下するミサイルである。弾道ミサイルは、搭載した兵器を短時間に攻撃目標に投射でき、しかも迎撃し難いことから、その拡散は、軍事的対峙が継続する地域の緊張をさらに高める危険をはらんでいる。今日、射程100kmを超える弾道ミサイルを保有している国家は、世界で35カ国を数える⁷。このうち東アジア地域では、射程100km

¹ Arms Control Association, "Fact Sheets: Chemical Weapons Convention Signatories and States-Parties," July 2003 (<http://www.armscontrol.org/factsheets/cwcsig.asp>) (July 3, 2003). なお、そのほか署名したものの、批准を終えていない国家は、イスラエル、ミャンマー、カンボジアなど23カ国を数える。

² Arms Control Association, "Fact Sheets: Chemical and Biological Weapons Proliferation at a Glance," September 2002 (<http://www.armscontrol.org/factsheets/cbwprolif.asp>) (July 3, 2003). また、Joseph Cirincione et al., *Deadly Arsenals: Tracking Weapons of Mass Destruction* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2002), p. 17も参照。

³ Arms Control Association, "Fact Sheets: Chemical and Biological Weapons Proliferation at a Glance," September 2002.

⁴ Arms Control Association, "Fact Sheets: The Biological Weapons Convention at a Glance," June 2003 (<http://www.armscontrol.org/factsheets/bwcataglance.asp>) (July 3, 2003). なお、そのほか署名したものの、批准を終えていない国家は、ミャンマー、エジプト、シリアなど17カ国を数える。

⁵ Arms Control Association, "Fact Sheets: Chemical and Biological Weapons Proliferation at a Glance," September 2002.

⁶ Ibid.

⁷ "World Missile Chart - Countries Possessing Ballistic Missiles,"

未満の弾道ミサイルを含めると、中国、ロシア、北朝鮮、韓国、ベトナム、台湾の6カ国・地域が弾道ミサイルを保有しているが⁸、98年8月末のテポドン改良型のミサイル発射、あるいは99年8月初頭のDF-31・ICBMの発射実験に見られるように、北朝鮮、中国の弾道ミサイル増強が顕著である。

他方、巡航ミサイルは、空気吸入エンジンを動力とし、空気力学的揚力によって飛行する自動誘導ミサイルである。搭載兵器は通常弾頭が中心であるが、米露などは核兵器も搭載する巡航ミサイルを開発・配備している。世界の巡航ミサイルのほとんどは対艦ミサイルであり、約75,000基を数えると言われている⁹。巡航ミサイル保有国は約70カ国にものぼり、そのうち約40カ国は開発途上国である¹⁰。東アジアの主たる巡航ミサイル保有国は、中国、ロシア、北朝鮮、台湾である¹¹。中国は、シルクワーム型の各種対艦巡航ミサイル、それにHN-1対地攻撃型巡航ミサイルを配備しているが、対地攻撃型巡航ミサイルについては、射程約1,500～2,000kmのHN-2、射程約2,500kmのHN-3対地攻撃型巡航ミサイルを開発している¹²。今日の中国の巡航ミサイルは通常弾頭を搭載しているが、将来、核弾頭を搭載した対地攻撃型巡航ミサイルが配備されることも想定される。北朝鮮の巡航ミサイルは通常弾頭を搭載した対艦攻撃型ミサイルだが、生物・化学兵器弾頭を搭載した対地攻撃型巡航ミサイルの開発に着手することも想定される。ロシアと台湾は対地攻撃型の巡航ミサイルも保有しており、韓国も対地攻撃型の巡航ミサイルを開発中との情報がある¹³。このように、我が国の周辺には、核兵器や生物・化学兵器など大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルが配備されており、しかもそのミサイル戦力は増強趨勢にある。

3．我が国をめぐるミサイル脅威の現状

(<http://www.ceip.org/files/projects/npp/resouces/ballisticmissilechart.htm>) (March 7, 2003). なお、ジェーン年鑑等を元に射程100km未満の弾道ミサイルのみ保有する国まで含めると、保有国数は2002年現在で46カ国になるという。防衛庁「弾道ミサイル防衛（BMD）に関する研究について」平成14年4月（防衛庁ホームページ）。

⁸ 防衛庁「弾道ミサイル防衛（BMD）に関する研究について」平成14年4月（防衛庁ホームページ）。

⁹ Dennis M. Gormley, "Hedging Against the Cruise-Missile Threat," *Survival*, Vol. 40, No. 1 (Spring 1998), p. 95.

¹⁰ Ibid.

¹¹ The International Institute for Strategic Studies, *Strategic Survey 1996/97* (London: Oxford University Press, 1997), pp. 23-24.

¹² Dennis M. Gormley, *Dealing with the Threat of Cruise Missiles*, Adelphi Paper 339, (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 99. なお、中国による対地攻撃型巡航ミサイルの開発状況を詳述した文献として、阿部純一「ミサイル防衛をめぐる米中台の関係」森本敏編著『ミサイル防衛 - 新しい国際安全保障の構図』（日本国際問題研究所、2002年）、165-167頁を参照。

¹³ 台湾および韓国の対地攻撃型巡航ミサイルについては、Rodney W. Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation: A Guide in Maps and Charts, 1998* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 1998), pp. 266-267を参照。

東アジアに位置する国家のなかで我が国の安全を脅かす危険性のある国家は、北朝鮮、中国、それにロシアであろう。この3カ国は、先に指摘したように、いずれも核・生物・化学兵器を保有している。また、それらの兵器の運搬手段となる弾道ミサイルや巡航ミサイルも配備している。

北朝鮮は、スカッドB、スカッドC、ノドンの3種類の弾道ミサイルを配備しているが、98年8月の発射実験からも窺えるように、より射程の長いテポドン、の開発も進めている。スカッドB、スカッドCの射程は、それぞれ約320km、500kmだが、ノドンは、約1,350～1,500kmの射程を有し¹⁴、日本のほぼ全域を攻撃できる。ノドンの投射重量は約770～1,200kg、配備量については約100基と見積もられている¹⁵。北朝鮮は、プルトニウムを利用した1～2発の核兵器（核爆発装置）を開発・保有していると見られているが、核兵器を弾道ミサイルに搭載すべく弾頭化している可能性は低い。核兵器をミサイルに搭載するためには、核兵器を小型化、軽量化しなければならないが、そのためには核実験が不可欠と言われている¹⁶。ところが北朝鮮は、現在までのところ、1度も核実験を実施していない。したがって常識的には、ノドンなど北朝鮮の弾道ミサイルには核兵器が搭載されていないと見るべきであろう¹⁷。ただし、イラクの事例から想定されるように、化学兵器を弾頭化して弾道ミサイルに搭載している可能性は否定できない。

米英仏露に比べ、中国の核・ミサイル戦力の透明度は格段に低い。そのため、推測の域を出ないが、中国が現在配備している弾道ミサイルのうち、我が国に対して使用可能なミサイルは、DF-21A、DF-3A、DF-4地上発射弾道ミサイル¹⁸、それに巨浪・SLBMであろう。

射程約1,800kmのDF-21A弾道ミサイルは1985～6年頃から配備され始めた移動式の弾道ミサイルであり、固形燃料を用いる。DF-21Aは50基前後配備されており、200～300ktの核弾頭1発を搭載している。射程約2,800kmのDF-3Aは1971年から配備され始めた旧式の弾道ミサイルであり、配備数については40～150基と見積もられているが、徐々に撤去されている。12基前後配備されているDF-4は、約5,500kmの射程を有するが、DF-3Aと同様に旧

¹⁴ Robert S. Norris et al., "NRDC Nuclear Notebook: North Korea's Nuclear Program, 2003," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 59, No. 2 (March/April 2003), p. 75.ただし、射程については様々な見方があり、定まっていない。例えば、日本の防衛庁は、ノドンの射程を1,300kmと見積もっている。防衛庁『日本の防衛』平成14年版（財務省印刷局、2002年）、54頁。

¹⁵ Norris et al., "NRDC Nuclear Notebook: North Korea's Nuclear Program, 2003," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, pp. 75-76.

¹⁶ 例えば、John Simpson & Darryle Howlett, "Nuclear Non-proliferation: The Way Forward," *Survival*, Vol. 33, No. 6 (November/December 1991), p. 494.

¹⁷ ただし、2003年7月初頭、米国の情報機関は、北朝鮮が弾道ミサイルに搭載可能な核弾頭の製造に着手している可能性を指摘している。David E. Sanger, "C.I.A. Said to Find North Korean Nuclear Advances," *The New York Times*, July 1, 2003を参照。

¹⁸ なお、中国は、弾道ミサイルを、短距離（射程1,000km以下）、中距離（1,000～3,000km）、長距離（3,000～8,000km）、大陸間（8,000km以上）に分類している。

式なため、その後継としてDF-31の開発が進められている。DF-31は、DF-4と異なり、固形燃料を用いる移動式弾道ミサイルであり、本格的な配備は2006年以降と推定されている¹⁹。なお、DF-31は、最大約8,000kmの射程を誇る弾道ミサイルであるが、米国の情報機関は、DF-31の攻撃目標をロシアとアジア諸国とみている²⁰。DF-31に複数個別誘導弾頭(MIRV)を搭載することも想定されるが、MIRVを移動式ICBMに搭載することは技術的に容易でないことなどから、近い将来、MIRV弾頭を搭載する可能性は低いと判断されている²¹。ただし、中国は複数個の人工衛星を搭載した宇宙開発ロケットの打ち上げに成功しているため、個別誘導に抛らない複数弾頭(MRV)を搭載する可能性は残っている。

中国は、現在、12基の単弾頭SLBMを積載する「Xia級」弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)を1隻保有しているが、港に係留されたままの状況が多く、めったに遊弋することはない。中国は新たなSSBN/SLBM戦力を開発中であり、Xia級SSBNの後継として、「094型」と仮称される新たなSSBN建造計画を有しているが、実戦配備に至るまでに相当の年月を要すると想定されている²²。また、SLBMについては、DF-31を基礎とした射程約11,800kmの巨浪を開発している²³。

中国は、戦術核兵器の保有や配備について曖昧かつ否定的な態度をとり続けている。しかしながら、70年代末に低出力の核実験を数回実施していること、さらには82年6月に戦術核兵器の使用を念頭に置いた軍事演習を実施していることから、配備はともかく中国が戦術核兵器を保有していることは確からしい²⁴。なお、中国は、射程300kmのDF-11や600kmのDF-15など短距離弾道ミサイルを約335基保有しているが²⁵、このうち何基に核能力を付与しているか不明である。なお、今日の中国は、戦略核弾頭・爆弾を含め約400発の核弾頭・爆弾を保有ないし配備しているものと想定されている²⁶。

ロシアについてみると、冷戦時代に比べ、我が国に脅威を及ぼす弾道・巡航ミサイルは大

¹⁹ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2002: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 2002), p. 554

²⁰ Robert D. Walpole, "Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat to the United States Through 2015," Statement for the Record to the Senate Foreign Relations Committee, September 16, 1999.

²¹ Robert S. Norris et al., "NRDC Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2001," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 52, No. 5 (September/October 2001), p. 72. また、Howard Diamond, "News and Negotiations: Chinese Strategic Plans Move Forward with Missile Test," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 5 (July/August 1999), p. 27も参照。

²² Norris et al., "NRDC Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2001," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, p. 72. また、Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2002*, p. 555.

²³ Norris et al., "NRDC Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2001," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, p. 72. また、Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2002*, p. 555.

²⁴ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2002*, p. 557.

²⁵ 防衛庁『日本の防衛2002』、69頁。

²⁶ Robert S. Norris & Hans M. Kristensen, "NRDC Nuclear Notebook: Global Nuclear Stockpiles, 1945-2002," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 58, No. 6 (November/December 2002), p. 103.

幅に減少している。SS-20を含め、射程500～5,500kmの地上発射弾道・巡航ミサイルは、中距離核戦力（INF）条約に則り、1991年までに総て廃棄されている。この結果、ICBMの射程を操作して戦域用として用いられない限り、我が国はロシアの地上発射ミサイルの脅威には晒されない。射程500km未満の地上発射短距離弾道ミサイルに関しては、ミサイル本体の処置は不明であるものの、短距離弾道ミサイル用の核弾頭の生産は1992年に中止され、この方針は2002年4月に、プーチン政権によっても再確認されている²⁷。

陸上戦力とは対照的に、海洋をベースとする核搭載ミサイル戦力については、SLBMや一部の巡航ミサイルなど、日本に脅威をもたらすミサイルを配備している。稼働可能なSSBNの隻数は大幅に減少しているが、2002年1月現在、1,072発ものSLBM核弾頭を配備している²⁸。またロシア海軍は、約240基の核搭載巡航ミサイルを配備しているが、その中には射程約3,000kmの対地攻撃用巡航ミサイルSS-N-21も含まれている²⁹。その他、バックファイアー戦闘爆撃機や戦略爆撃機には核搭載空対地ミサイル（ASM）が積載されている。

第2章 ミサイル防衛の戦略的意義と国際安全保障に与える影響

1. 冷戦期の核抑止とミサイル防衛

（1）相互核抑止とミサイル防衛

核兵器の登場とその運搬手段の1つである弾道ミサイルの開発は、軍事戦略を大きく変えた。核兵器登場後の軍事戦略にあっては、核兵器が未曾有の殺傷力や破壊力を有しているために、戦争の勝利よりも戦争の勃発を抑止することがより重要な目的として浮上した。こうした動向を決定的なものにしたのが核兵器を搭載できる弾道ミサイルの開発・増強である。高速で飛翔する弾道ミサイルに対する防御手段を開発することが容易でなかったために、米ソなどの核保有国は、戦争を抑止する手だてを核報復に求めざるを得なくなったのである。ところがこの報復能力に基づく核抑止は、確固とした報復能力の構築を必要としたために、その相殺を目指した相手側のカウンターフォース能力の増強に対応して、あるいはそうした増強を見越して、自らの核戦力の残存性を確保するために、核弾頭の増強や運搬手段の多様化・増強を迫った。その結果、対立の度を深めていった米ソは、大量の核兵器をもって対峙する事態に追い込まれた。こうして成立したのが米ソ間の相互確証破壊（MAD）態勢であ

²⁷ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2002*, pp. 543, 545.

²⁸ Ibid., p. 544.

²⁹ Ibid.

る。

MAD態勢は、米ソ双方から先制核攻撃のインセンティブを取り去ることから、米ソ相互抑止の安定化をもたらすと考えられた。そしてこのMAD態勢を維持するためには、互いに相手方の核報復能力を保証する必要がある、そのために核兵器の運搬手段の1つである弾道ミサイルを迎撃するABMシステムの配備を規制しなければならなかった。こうして1972年5月、米ソ間で「戦略攻撃兵器の制限に関する暫定協定 (SALT-)」とともに、ABM制限条約が締結されたのである。ABM制限条約は、「拠点防衛」、すなわち限られた数量の固定式地上配備ABMを配備して弾道ミサイル攻撃からICBM基地、あるいは首都を防御することを許容するが、国土全体を防御するABMシステムの配備を禁止した。さらには移動式地上配備、海洋配備、空中配備、宇宙配備ABMシステムの開発、実験、配備を禁止している。このようにABM制限条約は、ABMシステムの開発・配備に規制を加えて、核報復に基づく相互抑止、しかもその報復核攻撃が相手の壊滅をもたらすという米ソ間のMAD態勢を法的に確認し、制度化したのである。

しかしながら、ABM制限条約で制度化された確証報復能力に依拠する相互抑止態勢には、以下の問題点が見受けられた。第1は、人間の本能に逆らう側面をはらんでいる点である。確かに、相互に相手の核報復を保証する相互抑止体制は先制攻撃のインセンティブを除去するが、それは同時に頭上の脅威を所与のものとして受容し続けることを意味している。換言すれば、相互抑止関係にある両国の国民は、共に「自己の安全を専ら相手の理性的判断に委ねざるを得ない」という報復抑止の特質から生じる恐怖とフラストレーションに耐え続けることを強いられるのである³⁰。頭上に脅威があれば、これを取り除こうとするのが人間の本能である。報復能力を保証し合うことによる相互抑止が、軍事技術上、唯一とり得る戦略であるとしても、そこに人間の本能に逆らう側面があったために批判の対象とならざるを得なかった。

第2の問題点は、確証破壊というオプションがあまりにも極端なため、こうした脅しに基づく抑止力そのものに対する疑念である³¹。もし為政者が本当のところは確証破壊に至る恐れのある核報復という選択肢を採ることができないと考えているのならば、そうした認識を悟られないために、限りなく本気に近い核報復の脅しをかけねば抑止の信頼性が失われることになる。こうした脅しを常にかけて続けることができるかという疑問もさることながら、1980年代中頃に西独で見られた反核運動が示唆するように、脅しが強すぎると恐怖の仕組み

³⁰ この点を端的に述べているのは、Harold Brown, "The Strategic Defense Initiative: Defensive Systems and the Strategic Debate," *Survival*, Vol. 27, No. 2 (March/April 1985), p. 56.

³¹ こうした疑念を率直に表した文献としては、Caspar W. Weinberger, U.S. Secretary of Defense, *Annual Report to the Congress FY 1987* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1986), p. 74. また、Caspar W. Weinberger, "U.S. Defense Strategy," *Foreign Affairs*, Vol. 64, No. 4 (Spring 1986), p. 680.

そのものに対する不安や反抗が足下から生じてくることも想定されたのである。

第3の問題点は、倫理的側面からの批判である。冷戦期の核抑止戦略の基盤は、報復核攻撃に基づく「懲罰的抑止 (deterrence by punishment)」であったが、この戦略の下では、対都市報復攻撃については言うまでもなく、厳密なカウンターフォース報復核攻撃を行っても、不可避免的に一般市民の大量殺戮を伴うものであった。このような人的惨禍をもたらす報復的抑止を別の言い方で表現するならば、殺人という罪を防止するために、殺人を犯す可能性のある人物の子供を人質にとり、殺害することを公の政策として宣言することと大差がなかったのである³²。

報復能力を基礎とする抑止戦略には、上で述べたような限界や問題点が見受けられることから、報復的抑止に替わって拒否的能力を抑止の基盤とすることを主張する意見が絶えることはなかった³³。その典型的な例が「戦略防衛構想 (SDI)」であった。1983年3月、レーガン大統領は、宇宙配備の防衛網を中心とする多層ミサイル防衛網の構築を打ち出し、対ソ抑止の基盤を報復的能力から拒否的能力へと転換することを訴えたのである。

ミサイル防衛は、硬化目標即時破壊能力を中心とするカウンターフォース能力と同様、損害限定にその軍事的意義を見出すことができる。損害限定能力は、有史以来、戦争遂行に欠くことのできない能力であり、可能な限り敵方の戦力を破壊すると同時に、味方の戦力や国土が破壊されるのを防ぐ手段を講じ、もって戦争を勝利に導くという戦略の基本要素である。しかしながら、冷戦時代のSALT体制のように、核報復に基づく相互核抑止が支配的で、しかも攻撃戦力の配備上限が設定された戦略環境にあっては、この損害限定能力の無原則的追求は、「政治的危機における安定性 (crisis stability)」を損ない、核戦争の危険を高めてしまう恐れがある。具体的には次の通りである。ミサイル防衛は、相互抑止関係にある相手からの大規模先制核攻撃に対しては有効でないかもしれないが、ミサイル防衛を配備している側の先制カウンターフォース攻撃後に発動される相手からの報復核攻撃に対しては有効に機能するかもしれない。この想定が当を得ているとするならば、戦争勃発の危険が極度に高まった政治的危機の際、ミサイル防衛を配備している国、配備していない国を問わずに、スパイラル式に先制核攻撃に駆られることになる。また、ミサイル防衛は、相手をしてその報復能力の有効性に疑問を持たせるため、攻撃戦力の強化を促す。このように、核兵器を搭載した弾道ミサイルを配備し、しかも対立関係にある国家のいずれかがミサイル防衛を

³² George H. Quester, "The Future of Nuclear Deterrence," *Survival*, Vol. 34, No. 1 (Spring 1992), p. 79を見よ。

³³ 例えば、Edward Teller, *Better a Shield Than a Sword: Perspectives on Defense and Technology* (New York: Free Press, 1987)。また、抑止の基盤を報復能力以外に見出す必要性を論じたものとしては、Fred Charles Ikle, "Can Nuclear Deterrence Last Out the Century?" *Foreign Affairs*, Vol. 51, No. 2 (January 1973), pp. 267-285。

配備すれば、相互抑止の不安定化をもたらし、核戦争勃発の危険を高めることが想定されるのである。

ミサイル防衛のこうした否定的側面を緩和する手段としては、次の施策を考えることができる。第1は、ICBMの配備様式を固定式から移動式に転換するなど、対立関係にある両国の弾道ミサイル戦力の残存性を徹底して追及することである。ほぼ完全な残存性が確保できれば、ミサイル防衛を配備しても、先制核攻撃のインセンティブは大きくなる。第2は、第1の施策に関連するが、ICBMやSLBMが有するカウンターフォース能力、とりわけ硬化目標即時破壊能力を削減しなければならない。その具体的方法は、搭載する核弾頭を爆発威力のより小さいものに転換したり、弾道ミサイルの即応態勢の緩和などが挙げられる³⁴。第3に、ミサイル防衛の残存性を確保しなければならない。第4に、ミサイル防衛の配備が攻撃ミサイルの増強をもたらさないために、費用対効果（cost / performance）の面で、迎撃ミサイルの開発がICBMやSLBMなど攻撃ミサイルの開発を上回ることが必要である。これら4つの施策のうち、第1、2の施策に関しては、実現の可能性があるが、第3、4については、米国のミサイル防衛技術の研究・開発から窺えるように、その課題に応える施策を見出すことは極めて困難である。このように、核報復に基づく相互抑止が支配的で、しかも攻撃戦力の配備上限が設定された戦略環境において、軍事的に意味のあるミサイル防衛を開発・配備することは至難の業であったのである。

（2）「核の傘」とミサイル防衛

ミサイル防衛が「核の傘」に与える影響については、次のことが言える。まず「核の傘」の概念を確認すると、「核の傘」とは、核兵器の使用およびそのエスカレーションの威嚇を通して同盟国・友好国に対する第三国からの武力攻撃を抑止することであり、「拡大抑止（extended deterrence）」を構成する重要な柱となっている。注意すべき点は、核の投げ合いをエスカレートする能力を備えている核戦力の方が、単なる報復能力を備えただけの核戦力より、「核の傘」の信憑性・信頼性が高いことである³⁵。核使用とその後の核エスカレーションの威嚇の信憑性の鍵となるのは、軍事的には「核の傘」を供与する国の損害限定能力であり、政治的には「核の傘」の供与国と受益国の二国間関係の在りようである。「核の傘」の供与国の損害限定手段は、ミサイル防衛などの戦略防衛と相手の核戦力を叩くカウンターフォース能力、とりわけ抗堪化された相手の攻撃戦力を短時間に攻撃・破壊できる硬化

³⁴ Charles L. Glaser and Steve Fetter, "National Missile Defense and the Future of U.S. Nuclear Weapons Policy," *International Security*, Vol. 26, No. 1 (Summer 2001), p. 79.

³⁵ 例えば、Colin S. Gray & Keith Payne, "Victory is Possible," *Foreign Policy*, No. 39, (Summer 1980), p. 16を見よ。

目標即時破壊能力である。したがって、攻撃戦力の硬化目標即時破壊能力を強化するほか、ミサイル防衛などの戦略防衛を強化して相手に優る損害限定能力を確保できれば、それだけ「核の傘」の信憑性や信頼性を高めることになる。

しかしながら、冷戦時代の米ソ関係のように、核報復に基づく相互抑止が支配的で、しかも攻撃戦力の配備上限が設定された戦略環境にありながら損害限定能力を一方向的に追求すれば、先に指摘したように、相互抑止の不安定化をもたらす恐れがあり、これが「核の傘」の受益国の安全に悪影響を与えることも忘れてはならない。例えば、ミサイル防衛の配備によって触発されるであろう核軍拡競争や相互抑止の不安定化は、米ソ関係の新たな緊張要因となり、その副次的影響として米国の同盟国である日本や西欧に対するソ連の脅威が増大することが十分に想定されたのである。

2. 冷戦後の抑止とミサイル防衛

(1) 抑止戦略の陥穽

他国の追従を許さない米国の軍事力を顧みれば、いわゆる「ならず者国家」と称される国家が、米国に届く大量破壊兵器搭載弾道ミサイルを開発・配備しても、米国はこうした「ならず者国家」の弾道ミサイル攻撃を十分抑止できると考えるのが普通である。しかしながら、米ソ対立が解消した冷戦後の今日、そうした国々を抑止することは必ずしも容易ではない。冷戦時代、欧州、そして東アジアの一部の国々は、米ソを頂点とする東西二つの陣営に分かれて対峙していたため、これらの国々を巻き込んだ地域紛争は、米ソ間の武力紛争にエスカレートする危険をはらんでいた。したがって、米国にとって、こうした国々を巻き込んだ地域紛争の勃発を抑止することは、米ソ間の直接的武力衝突を抑止することに匹敵する重要性を有しており、地域紛争を抑え込もうとする米国の決意とそこから派生する米国の抑止力は一定の説得力を有していた。ところが、冷戦後の地域紛争は米露の対決にエスカレートする危険がほとんどなくなったため、地域紛争を起こす国家にとっては、国家の存亡を賭けた地域紛争であっても、当該地域紛争にからむ米国の利害は死活的ではなくなっている。言い換えれば、地域紛争を起こす国家の利害と抑止力を発動する米国の利害に乖離が生じたため、その地域紛争に介入することによって被ると予想される米国の被害の多寡によっては、米国の介入を阻止できると考える国家が現れることも予想されるようになったのである。とりわけ、米本土や海外駐留米軍を射程に収めるとともに、大量破壊兵器を搭載可能で、しかも非脆弱な弾道ミサイルを保有する国家がこのような判断を下す恐れがある。

要するに、冷戦後の地域紛争が文字通り地域紛争となったことによって、大量破壊兵器を搭載可能な弾道ミサイルを保有する「ならず者国家」が地域紛争を起こした場合、海外に展

開する米軍や米本土に対する弾道ミサイル攻撃の威嚇によって米軍の柔軟な作戦行動が損なわれる危険、さらには米国の軍事行動自体が逆に抑止される危険も想定されるようになったのである³⁶。

「ならず者国家」に対する報復抑止の難しさは、報復手段の限定化趨勢によっても増幅されている。説得力のある抑止力を獲得する際の一つの基準は、相手が使用する兵器に対応する兵器システムを備えと同時に、相手の攻撃形態に見合った反撃能力を備えることにある。ところが、米国の報復手段は、現在、核兵器と通常戦力のみである。生物兵器に関しては、1969年11月の時点で、当時のニクソン大統領が、先行、あるいは報復的使用を問わず如何なる場合においても戦闘に使用しないことを宣言している³⁷。その結果、75年3月に発効した生物兵器禁止条約と相俟って、米国は、実戦で使用可能な生物兵器を保有していない。また化学兵器については、1997年4月に発効した化学兵器禁止条約第1条1項において、如何なる場合であっても化学兵器の使用を禁止すること、さらに第22条で条約本文に対する留保も禁止されたことで、「復讐」としてさえ使用することもできなくなった³⁸。

米国に残された「ならず者国家」に対する報復戦力は、核兵器と通常兵器だが、いずれの戦力をもってしても万全を期す抑止力を期待することはできない。まず、核抑止の限界であるが、冷戦時代から指摘されてきているように、小規模な生物・化学兵器攻撃や通常戦力攻撃を抑止するために核報復の脅しをかけても、信憑性は高くない。そうした攻撃の運搬手段として弾道ミサイルが利用されても同じことが言える。加えて、冷戦後の国際社会は、核抑止政策に対する新たな制約要因を生み出している。その典型的な事例は、核威嚇や核使用の合法、違法性をめぐって、国際司法裁判所が96年7月に呈示した勧告的意見である。国際司法裁判所は、その勧告的意見の中で、国家の存亡がかかる極限的状況における核兵器の威嚇や使用については、合法、違法とも結論を下すことができないが、それ以外の事態における核兵器の威嚇、使用は、一般的に国際法に違反する³⁹、と述べたのである。こうした勧告的意見は、核威嚇（核抑止の発動）や核使用が国家の存亡が岐路に立っている究極的事態にお

³⁶ U.S. Secretary of Defense Dick Cheney, *Report of the Secretary of Defense to the President and the Congress* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, January 1991), p. 59; U.S. Secretary of Defense Les Aspin, *Report of the Secretary of Defense to the President and the Congress* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, January 1994), p. 53; The U.S., White House, "Misconceptions about Missile Defense," (<http://www.ceip.org/files/projects/npp/resources/EmbassyCableNMD.htm>) (July 27, 2001).

³⁷ United States Arms Control and Disarmament Agency, *Arms Control and Disarmament Agreements: Texts and Histories of the Negotiations*, 1996 edition, (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, n.a.), p. 95.

³⁸ 詳しくは、浅田正彦「第5章化学兵器の禁止」黒沢満編著『軍縮問題入門』第2版（東信堂、1999）、111、117頁。

³⁹ International Court of Justice, Case Summaries, "Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons," Advisory Opinion of 8 July 1996 (<http://www.icj-cij.org/icjwww/idecisions/isummaries/iunanaummary960708.htm>) (November 2, 2001).

いてのみ許容されることを示唆しているため、信憑性のある核抑止を発動する機会を大きく狭めることとなる。勿論、国際司法裁判所の勧告的意見には法的拘束力がない。しかし、唯一の世界法廷の意見として無視できない政治的、道義的重みを有していることも否定できないのである。また、冷戦後とみに顕著となったNPT体制の維持・強化の要請も、核抑止の在り方に波紋を投げかけている。NPT体制の維持・強化を図るためには、核兵器の意義と役割を極小化することが要請されるからである。

核兵器は、広島、長崎の経験からも明らかのように、一旦使用されれば、戦闘員と非戦闘員、あるいは老若男女を問わず大量且つ無差別な殺戮をもたらす忌み嫌うべき兵器である。また、国家の存亡がかかっているような極限状況を除き、核使用は違法であるとした国際司法裁判所の勧告的意見は無視することも難しい。したがって、核使用を決断するにあたっては、強い倫理的、政治的抵抗を克服しなければならない。とりわけ、世界で唯一核兵器を使用し、惨禍をもたらしたことのある米国にとっては、こうした抑制要因が強く働くに違いない。米国は、広島、長崎以降、核兵器の使用を考慮したことあったが、いずれの場合にあっても、結局は核兵器の使用に至らなかった。この事実は、核使用をめぐる政治的、倫理的ハードルがいかに高いかを雄弁に物語っている。そしてこうした不使用の状態が今後も継続すれば、核抑止の信憑性は、他の核保有国の核使用を抑止する場合を除き、次第に低下していくことにならざるを得ない。

次に通常兵器による抑止効果であるが、確かに、通常兵器は、報復威嚇の信憑性の観点から見ると、核兵器に優っている。核報復は、大きな人的、物的損害を強いるため、核兵器以外の手段を用いる侵略に対しては不釣り合いな報復になりがちであり、核報復実行の決断を下すことは容易ではない。そしてこのことは、核保有国に対し武力を行使する非核保有国が散見された歴史的事実から窺えるように、侵略を企図する側も十分に承知していると想定できる。

しかしながら、通常戦力に基づく抑止は、たとえハイテク通常兵器であっても、肝腎の抑止力として十分な説得力を持ち得ない恐れがある。なぜなら、通常戦力がもたらす損害は過小評価され易いからである。国家は、それぞれ独自の「戦略文化」、あるいは軍事力に関する独自の見方を持っており、ハイテク通常兵器の破壊力を米国が期待するほど恐れていないかもしれない。特に、いわゆる「戦時下の抑止力 (intra-war deterrence)」、すなわち戦闘行為のエスカレーションを阻止する能力に疑問が残る。例えば、一旦、ハイテク通常兵器を用いた後に、相手側が生物・化学兵器の使用に踏み切るのを同じハイテク通常兵器で抑止することは容易ではない。要するに、核報復と異なり、決定的なインパクトを持たない通常戦力による報復は、本質的に挑戦者に訴える力が弱いため、信頼性の高い抑止力を築き上げることが容易ではないのである。

報復能力に基づく抑止戦略の大きな課題は、抑止に挑戦してくる国家の戦略文化や軍事力に対する考え方が抑止する側と異なるため、信頼できる抑止力を見極めることが難しいことにある。そして、こうした課題の困難さは、抑止の対象となる挑戦国が増えるにつれ増大してゆく。また、抑止しようとする紛争の形態・規模に応じて抑止戦略の難易度も変化する。例えば、同盟国に抑止力を被せる拡大抑止や通常戦争の抑止などにおいては、抑止力を発動する国家の決意の強弱など様々な考慮要因が介在してくるため、核保有国間の相互抑止に比べ、複雑かつ多様となる。さらに、挑戦者側が、短時間に既成事実を作り上げてしまう戦略をとった場合など、挑戦者の軍事行動の態様次第では、抑止する側がいかなる報復手段を備えていても、報復抑止が機能し難いケースも想定できるのである。

(2) ミサイル防衛の役割

「ならず者国家」が、大量破壊兵器を搭載可能でしかも非脆弱な弾道ミサイルを保有していることによって、米国を抑止できると考える危険が生起していることは既に述べた。また、米国も、こうした「ならず者国家」が引き起こした地域紛争に介入することによって被る損害を恐れて逡巡することになれば、当該地域の平和と安定が損なわれるのみならず、米国と同盟国の関係にも悪影響を及ぼしかねない。「ならず者国家」によって引き起こされた地域紛争に米国が介入する途を確保しておくためには、弾道ミサイルによってもたらされる損害を限定する手段、すなわち弾道ミサイルを迎撃する能力を備えなければならない。「ならず者国家」からの限定的な弾道ミサイル攻撃に対処するミサイル防衛が配備されれば、少なくとも「ならず者国家」との紛争に関する限り、米国は自らの本土や海外駐留米軍に対する報復の危険を恐れることなく軍事作戦を遂行することができる。その結果、「ならず者国家」を念頭に置いた同盟国向けの軍事コミットメント、あるいは拡大抑止への信頼性も高まることになるのである⁴⁰。また、米本土や海外駐留米軍が「ならず者国家」からのミサイル脅威に脆弱であれば、米国内では、被害を恐れるあまり、「ならず者国家」に対し軍事行動を起こすことに反対する意見が強まることも予想されるが、ミサイル防衛にはこうした米国内の否定的意見を抑える効果も期待されるのである⁴¹。

さらに、次のようなシナリオも想定することができる。例えば、「ならず者国家」が米国との戦闘に敗れ、自国への米軍の侵攻を招き、しかもその政権が生き残る可能性がなくなると判断した場合、残存した大量破壊兵器搭載弾道ミサイルを、米国あるいは米国とともに

⁴⁰ 例えば、Walter B. Slocombe, "The Administration's Approach," *The Washington Quarterly*, Vol. 23, No. 3 (Summer 2000), p. 80.

⁴¹ 「ならず者国家」に対する抑止戦略の観点からミサイル防衛の意義を包括的に論じた文献としては、Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Lexington: University Press of Kentucky, 1996), pp. 142-147.

軍事作戦行動を採る諸国に向けて使用することも考えられる。こうした「死にゆく者の最後の一擲」は、いかなる手段を用いても抑止できるものではない。また、これとは別に、弾道ミサイル保有国が増大するにつれ、事故や誤認に基づくミサイル発射の危険も高まる。このような事故や誤認に基づく弾道ミサイル発射に対し、報復的抑止が無力であることは言うまでもない。いずれのケースにおいても、実際に飛んでくる弾道ミサイルやそれに搭載された弾頭を迎撃する以外に手だてはないのである。

ミサイル防衛が核軍備管理・軍縮や弾道ミサイルの拡散防止に与える効果は、功罪半ばであり、一概に結論を出すことはできないが、少なくとも「ならず者国家」が核兵器や弾道ミサイルの開発に乗り出すのを抑制する効果は期待できる。一般に、費用対効果の面で弾道ミサイルがミサイル防衛を大きく上回っているために、ミサイル防衛の配備は、単に弾道ミサイルの増強を招くだけに終わりかねないと言われている。しかしながら、こうした可能性は、経済規模や技術に大差のない国家間の弾道ミサイル/ミサイル防衛競争に当てはまるものであり、米国と「ならず者国家」のように、経済・技術力に大きな差異がある国家の間では必ずしも当てはまらない。したがって、「ならず者国家」がグローバルに展開された米国のミサイル防衛やそうした防衛網によって高まった米国の地域紛争介入能力をみて、弾道ミサイルや核兵器の開発を断念することは十分に想定されるのである⁴²。

3. 現ブッシュ政権のミサイル防衛政策と最近の動向

2001年1月に成立した共和党のブッシュ新政権は、ミサイル防衛の開発・配備に積極的な姿勢を見せている。米本土を防衛するミサイル防衛を見ても、クリントン政権が進めてきた固定式地上配備型迎撃システムに加えて、海上配備、空中配備、さらには宇宙配備迎撃システムを含む多層ミサイル防衛を視野に入れている⁴³。また、ブッシュ政権は、クリントン前政権が用いた国家ミサイル防衛(NMD)、戦域ミサイル防衛(TMD)の峻別を避け、ミサイル防衛の名の下で両者を区別せずに開発する意向を示す一方、配備するミサイル防衛の種類や形態を特定することなく、迎撃技術の進展に応じて逐次ミサイル防衛を配備し強化してゆく政策をとっている。したがって、ブッシュ政権のミサイル迎撃技術に対する判断如何

⁴² 類似の見方として、Victor A. Utgoff, "Proliferation, Missile Defence and American Ambitions," *Survival*, Vol. 44, No. 2 (Summer 2002), pp. 98-99.

⁴³ Ronald T. Kadish, Director of the Ballistic Missile Defense Organization, "The Ballistic Missile Defense Program," prepared testimony on ballistic missile defense policies and programs in review of the Defense Authorization Request for Fiscal Year 2002, United States Senate Committee on Armed Services, July 12, 2001. なお、2003年5月現在のミサイル防衛の研究開発の現状と計画を簡潔に纏めた文献としては、Arms Control Association, "Factfile: U.S. Missile Defense Programs at a Glance," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 5 (June 2003), pp. 25-28を参照。

では、クリントン政権のNMDやTMD計画のように、単に「ならず者国家」からの弾道ミサイル脅威に対処する「拡散対抗（Counter-proliferation）」の範疇にとどまらず、大規模なミサイル防衛システムが配備される可能性も否定できない⁴⁴。このことは、2001年5月1日、ABM制限条約に取って代わる「新たな戦略枠組み」、すなわちMADに基づかない戦略枠組みをロシアとの間で構築すると述べたブッシュ大頭領の演説からも汲み取れる⁴⁵。加えて、ラムズフェルド国防長官などは、そうしたミサイル防衛に不可欠な各種衛星や宇宙配備のセンサーなどを「衛星攻撃システム（ASAT）」から防御する宇宙配備防御能力の研究・開発の必要性を強調している⁴⁶。ちなみにブッシュ政権は、2004会計年度ミサイル防衛関連予算として約91億ドルを要求しており、この額は、2003会計年度の要求額より13億ドル増加している⁴⁷。

ブッシュ政権のミサイル防衛計画で注目すべき点は、海上配備や空中配備迎撃体による「ブースト段階（Boost-phase）迎撃システム」の有効性を強調していることである⁴⁸。現在、空中発射レーザー（ABL）システムのほか、移動式陸上配備及び海洋配備のブースト段階迎撃システム（2004会計年度で3億ドル）の研究開発を進めている。また、ブッシュ（父）政権が構想していた「プリリアント・ペブルズ」に類似した宇宙配備のブースト段階迎撃システムの研究開発も計画している。

2002年12月17日、ブッシュ大統領は、2004年9月から2005年にかけて限定的な数量の地上および海洋配備型の迎撃ミサイルを配備することを決定した。配備の対象となった迎撃ミサイルは3種類である。第1は、長射程弾道ミサイルの迎撃を企図する固定式地上配備型迎撃ミサイルであり、アラスカのフォート・グリーリ（Fort Greely）近郊に16基（2004年中

⁴⁴ 米国の研究者のなかには、ブッシュ政権の本土ミサイル防衛において約1,000基もの迎撃ミサイルが配備される可能性を指摘する向きもある。たとえば、Michael O'Hanlon, "Double Talk on Missile Defense," *The Washington Post*, July 31, 2001を参照。

⁴⁵ The White House, "Remarks by the President to Students and Faculty at National Defense University." ブッシュ政権が掲げる新戦略枠組みの概要は次の通りである。まず、ABM制限条約に基づかない。したがって、報復能力の重要性は否定しないものの、ABM制限条約が制度化したMADは米国の抑止政策に入り込む余地はない、とする。そして新戦略枠組みの具体的な構成要因として、攻撃核戦力の大幅削減、ミサイル防衛に関する国際協力、不拡散、拡散対抗政策の強化、それに信頼と透明性の向上、の4項目を挙げている。The U.S., White House, "Questions and Answers Related to Principal Themes on Missile Defense," (<http://www.ceip.org/files/projects/npp/resources/EmbassyCableNMD.htm>) (July 27, 2001). The U.S., White House, "Principal Themes on Missile Defense," (<http://www.ceip.org/files/projects/npp/resources/EmbassyCableNMD.htm>) (July 27, 2001).

⁴⁶ Walter Pincus, "From Missile Defense to a Space Arms Race?" *The Washington Post*, December 30, 2000.

⁴⁷ Wade Boese, "News and Negotiations: Pentagon Asks for \$9.1 Billion in Missile Defense Funding," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 2 (March 2003), p. 28. ただし、陸軍や空軍の予算として計上されているPAC-3、MEADS、それに宇宙配備赤外線システム（高軌道）関連の予算を含めると、総額97億ドルの要求となる。

⁴⁸ The White House, "Remarks by the President to Students and Faculty at National Defense University," May 1, 2001. (<http://www.whitehouse.gov/news/release/2001/05/text/20010501-10.html>) (May 2, 2001).

に6基、2005年に残りの10基を配備)、カリフォルニアのバンデンバーグ空軍基地に4基(2004年中に配備)の計20基配備されることになっている。第2のシステムは、短・中距離弾道ミサイルを迎撃する20基の海洋配備型迎撃ミサイルであり、そのプラットフォームとして3隻のイージス艦船が予定されている。第3は、同じく短・中距離ミサイル迎撃用のPAC-3であるが、PAC-3については配備量が明らかにされていない⁴⁹。ブッシュ大統領は、これらの迎撃ミサイルの配備を本格的なミサイル防衛システムの展開に向けての出発点と位置づけている⁵⁰。

ただし、ミサイル防衛用に開発が進められているXバンドレーダーや宇宙配備赤外線システム(高軌道、低軌道)などの各種高性能センサーについては、配備が遅れるようである。したがって、アリューシャン列島のシェミア島に配備されている既存の早期警戒レーダーの改良、さらには英国とデンマーク領グリーンランドに配備されている早期警戒レーダーの改良など、迎撃ミサイルの運用が可能になったとしても、しばらくの間、既存の各種センサーの改良型に依存することになる⁵¹。

ブッシュ大統領は、上記のミサイル防衛システムの配備を決定する前日の12月16日、国家安全保障大統領指令-23(NSPD-23)に署名したが、その中で、ミサイル防衛システムを配備する理由の1つとして、特に北朝鮮の脅威に言及している。また、奇襲攻撃の危険性、外交の失敗、さらには諜報活動の失態や抑止が功を奏しないことがあり得るとし、ミサイル防衛はこうした事態に備えるために必要であると述べて⁵²、配備を急ぐ考えを示している。なお、2004年9月から迎撃ミサイルを配備するとの決定を下したことに對しては、連邦議会の一部民主党議員から、ミサイル防衛システムの迎撃能力に疑問を残したまま実戦配備に突き進むことは時期尚早との批判も出されている⁵³。

4. 主要国の立場

(1) ロシア

⁴⁹ ただし、米国防省は、2005年末までに約350基のPAC-3を調達できると予想している。Wade Boese, "Missile Defense Post-ABM Treaty: No System, No Arms Race," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 5 (June 2003), p. 21.

⁵⁰ The U.S. White House, "President Announces Progress in Missile Defense Capabilities," Statement by the President, December 17, 2002及びWade Boese, "News and Negotiations: Bush to Deploy 'Modest' Missile Defense in 2004," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 1 (January/February 2003), pp. 18, 29.

⁵¹ Boese, "News and Negotiations: Bush to Deploy 'Modest' Missile Defense in 2004," *Arms Control Today*, pp. 18, 29. また、Bradley Graham, "New Bred of Missile Silos Put in Alaska," *The Washington Post*, May 27, 2003.

⁵² Bill Gertz, "Bush Case on Defense Plan Cites N. Korea," *The Washington Times*, May 27, 2003.

⁵³ Wade Boese, "News and Negotiations: DoD Wants to Field Defenses Without Calling it Deployment," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 2 (March 2003), p. 24.

ロシアは、冷戦終結後においても、米国のミサイル防衛計画、とりわけ本土ミサイル防衛システムの配備に反対してきた。ICBMやSLBMなどロシアが保有する弾道ミサイルの数量を顧みれば、クリントン前政権が計画していた限定的な本土ミサイル防衛網がロシアの対米抑止力を危うくするとは考えにくかった。しかし、以下の理由から、ロシアは、米国の本土ミサイル防衛システムの配備がロシアの対米抑止力を損なう危険をはらんでいると捉えたのである。第1に、米国が本土ミサイル防衛を限定的なシステムに留めるとの確信が得られなかった。米国内の政治状況に鑑み、一旦、米国が本土ミサイル防衛の配備に着手すると、米国内でミサイル防衛システムのさらなる増強を求める政治的圧力が高まることは必至と考えたのである。第2は、ロシアの弾道ミサイルが老朽化し、数のうえでも減少傾向にある事実である。こうした状況で米国が本土ミサイル防衛の配備に踏み切れば、究極的にはロシアの対米抑止力が損なわれると考えたのである。

しかしながら、ブッシュ大統領によるABM制限条約離脱声明や限定的なミサイル防衛システムの配備決定に対するプーチン政権の反応は、今日までのところ、抑制されたものになっている。プーチン大統領は、米国がABM制限条約から離脱する決定を下したことを「誤り (mistaken)」と称する一方で、その決定がロシアの安全保障の脅威にはならないと声明している⁵⁴。プーチン大統領のこうした姿勢を裏書きするように、米国によるABM制限条約離脱声明のちょうど1カ月前の2002年11月13日に発表していた戦略核弾頭の削減を進めるというロシアの方針は変化することはなかった。また、2002年12月のミサイル防衛網の配備決定に対しても、「遺憾 (regret)」の意を表明するに留めている⁵⁵。

プーチン大統領がこうした控えめの反応を示した理由としては、第1に、ロシアの経済・社会発展を期するためには、当面、米国との協力関係を欠くことができないと判断し、ABM制限条約やミサイル防衛をめぐる意見の相違によってこうした協力関係が阻害されることを恐れたと推測することができる。第2に、ミサイル防衛の開発・配備に向けての米国内の積極的な姿勢を顧みて、ミサイル防衛の配備を阻止できないと判断していたとも考えられる。第3に、米国のミサイル防衛配備計画の全体像がつかみにくいこと、さらには米国が進める各種迎撃ミサイルの研究開発の進捗度合いに鑑み、ミサイル防衛を凌駕する軍事手段を保有し続けることができるとの見通しが⁵⁶、抑制された姿勢の背景にあったとも考えられ

⁵⁴ The U.S., White House, Statement of the Press Secretary, "Response to Russian Statement on U.S. ABM Treaty Withdrawal," December 13, 2001.

⁵⁵ Wade Boese, "News and Negotiations: Bush to Deploy 'Modest' Missile Defense in 2004," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 1 (January/February 2003), p. 29.

⁵⁶ ミサイル防衛網に対抗するロシアの軍事的手段としては、MIRV化ICBMの温存が可能となった点を忘れてはならない。プーチン政権は、エリツィン政権と同様に、米国がABM制限条約に違反、あるいは脱退した場合、第2次戦略兵器削減条約 (START) から離脱すると警告していた。そしてプーチン大統領は、ABM制限条約が失効した翌日の2002年6月14日、かねてからの警告通り、MIRV搭載ICBMの全廃を定めていたSTART から離脱する声明を出したのである。START は、ロシアの戦略核戦力の主力であるSS-

る。

さらにミサイル防衛に関するロシアの姿勢で注意すべきは、ブッシュ政権によるミサイル防衛の配備決定から1カ月後の2003年1月に入ると、改めて米国と共同でミサイル防衛の研究開発を進めることに意欲を示し始めた点である。セルゲイ・イワノフ国防大臣、イゴール・イワノフ外務大臣、さらにはプーチン大統領の三人が揃ってこうした意向を明らかにした⁵⁷。ただし、5月にはいると、宇宙配備の迎撃システムのインプリケーションを考慮してか、宇宙空間の非軍事化などを共同研究開発を進めるにあたっての前提条件とするに至っている⁵⁸。

(2) 中国

中国は、米国の本土ミサイル防衛計画に強く反対し続けてきている。例えば、中国は、ABM制限条約の当事国ではなかったものの、米国が進めているミサイル防衛の開発・配備を阻止するために、ABM制限条約の存続を訴え続けていた。また、ジュネーブ軍縮会議(CD)においては、大多数の軍縮会議参加国が兵器級核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の早期開始を求めているにも拘わらず、FMCTのみを取り上げて交渉に入るのではなく、米国が反対している宇宙の「兵器化(weaponization)」を禁止する条約の交渉も同時に進めるべきと主張し続けている⁵⁹。こうした中国の主張の背景には、米国が進めているミサイル防衛計画に打撃を与えようとする意図があることは明らかである。

しかしながら、2001年12月、米国のブッシュ大統領がABM制限条約から離脱することを発表した際の中国の反応は、抑制されたものであった。中国がそれまで見せていたABM制限条約擁護の姿勢に鑑み、同条約を廃棄するという米国の決定を受けて、中国が何らかの対抗措置をとることが懸念されていたのである。ところが、ブッシュ大統領の離脱宣言に対し、直接的な非難声明を出したり、対抗措置を予告するようなことはなく、国際的な軍備管理・軍縮努力を維持することが極めて重要であること、中国がミサイル防衛に反対していること、ABM制限条約から米国が脱退したことによる否定的な影響を心配しており、米国が

18、-19、-24などのMIRV化ICBMの全廃を義務付けていた。したがって、START 体制下でICBM戦力を維持するためには、新たに単弾頭ICBMの生産・配備を余儀なくされていたが、財政逼迫に苦しむロシアにとっては、こうした政策の実施は容易でないため、ロシアのICBM戦力は大きく縮減すると想定されていたのである。プーチン政権がSTART を廃棄した結果、ロシアは、SS-18、-19、-24などMIRV化ICBMを配備し続けることが可能となり、財政上の理由から予測される戦略弾道ミサイル戦力の遞減趨勢に一定程度の歯止めをかけることが可能となった。

⁵⁷ Wade Boese, "News and Negotiations: Russia Considers Missile Defense," *Arms Control Today*, Vol. 33, No. 2 (March 2003), p. 31.

⁵⁸ David E. Sanger, "Bush Issues Directive Describing Policy on Antimissile Defenses," *The New York Times*, May 21, 2003.

⁵⁹ 例えば、中華人民共和国国務院新聞弁公室「二〇〇〇年の中国の国防」『北京週報』No. 40(2000年)、30頁。

他国の意見に耳を傾けることを希望する⁶⁰、との趣旨の外交部報道官談話を発表したに過ぎない。中国がこうした控えめの反応を示したのは、経済発展を最優先の政策課題とする中で、中国経済の持続的な成長を図るためには、資本、技術、通商などの面で米国との協力関係を欠くことができないことを認識していたために違いない。また、ブッシュ大統領が、事前に江沢民国家主席にABM制限条約から離脱する旨を通報したことに加え、中国との戦略対話を深める用意のあることを表明したことも⁶¹、中国の反応を和らげることに役立ったと考えることができる。

2002年12月、ブッシュ大統領が、地上配備、海洋配備、それにPAC-3からなる限定的なミサイル防衛の配備を決定した際の中国の反応は、ABM制限条約からの脱退声明の時と比べ、若干トーンが高まっていた。中国外務省は、グローバルな戦略的安定や国際的・地域的な安全保障を損なってはならないと述べてミサイル防衛の配備決定に釘をさすと同時に、中国は国防の必要に応じて軍事力の配備を決定してきたと述べ、ミサイル防衛が中国に脅威を与えれば、対応措置をとる用意のあることを示唆した⁶²。明確に対抗措置に言及せずに、そうした措置をとる可能性を示唆するだけに留めたのは、ブッシュ政権のミサイル防衛開発が特定の配備形態を前提にするものではなく、迎撃技術の進展に応じて逐次発展的に押し進めようとしているため、具体的な全体像をつかみにくいためと思われる。

(3) 欧州、NATO

欧州/NATO諸国の一部には、一時期、米国が本土ミサイル防衛網を配備すれば、米国と欧州の安全保障上の一体性が損なわれるとの意見、いわゆる「デカップリング」への懸念が見受けられた。すなわち、米国が、本土ミサイル防衛網の配備によって、米国本土に対する「ならず者国家」からの弾道ミサイル脅威に対処できるようになるため、米国の対外関与への意欲が減退し、同盟国に対する防衛コミットメントが低下するとの危惧である⁶³。しかしながら、こうした見方はミサイル防衛が持つ一側面を指摘しているに過ぎず、大勢を占めるまでには至らなかった。なぜなら、既に指摘したように、「ならず者国家」を対象としたミサイル防衛が配備されれば、少なくともこうした国家との紛争に関する限り、米国は海外駐留米軍や米国本土に対する報復の危険を恐れることなく軍事作戦を遂行することができる。

⁶⁰ BASIC, "Quotations on National Missile Defense (NMD): China," (<http://www.basicint.org/NMDQuotesChina.htm>).

⁶¹ David E. Sanger, "Bush Offers China Talks on Arms as U.S. Pulls Out of ABM Treaty," *The New York Times*, December 14, 2001.

⁶² Boese, "News and Negotiations: Bush to Deploy 'Modest' Missile Defense in 2004," *Arms Control Today*, p. 29.

⁶³ そうした意見を紹介している文献としては、Camille Grand, "Missile Defense: The View from the Other Side of the Atlantic," *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 7 (September 2000), p. 15を参照。

それゆえ、同盟国に対する防衛コミットメントが低下するどころか、逆に高まることが想定されるのである⁶⁴。

米国のミサイル防衛計画に対する欧州/NATO諸国の見方は、ミサイル防衛に対するロシアの反応次第で大きく変化する。今日のブーティン政権のように、ロシアが米国のミサイル防衛計画に強く反対しない限り、欧州/NATO諸国は米国のミサイル防衛計画を是認する傾向がある。しかしながら、欧州/NATO諸国がミサイル防衛網の構築を喫緊の課題と捉えているわけではない。欧州/NATO諸国にとって、弾道ミサイルの脅威に対処する第一義的手段は、依然、軍備管理と抑止であるとされている⁶⁵。

その一方で、欧州/NATO諸国は、ミサイル防衛の研究開発に前向きな姿勢を見せるようになってきている。例えば、2002年11月、NATOは、弾道ミサイル攻撃からNATO全域を防御するミサイル防衛の研究を開始することで合意に達した⁶⁶。また、欧州の軍需産業は、ミサイル防衛の研究開発をめぐって、米国の軍需産業との連携を深めようとする姿勢を見せ始めている。2002年7月、独仏を中心とする欧州防空宇宙(EADS)産業は、ボーイング社との間でミサイル防衛技術の開発を共同で進める契約を結んでいる⁶⁷。また、2003年にはいると、英伊の企業もボーイング社とミサイル防衛に関する契約を取り交わしている⁶⁸。さらに、英国が自国に配備している米国の弾道ミサイル早期警戒レーダーの改良要請に応じたほか、ポーランドやチェコなどは、米国のミサイル防衛に関わるレーダーその他の監視施設を自国の領域内に設置する用意のあることを表明している⁶⁹。このように、欧州諸国は、米国のミサイル防衛計画に対して次第に積極的な姿勢を見せるようになってきている。

5 . ミサイル防衛の国際安全保障に与える影響

これまで指摘したように、中露は、ブッシュ大統領によるABM制限条約脱退、さらには限定的なミサイル防衛の配備決定という事態になっても、ロシアによるMIRV化ICBMの温存以外、さしたる対応策を打ち出していない。米国のミサイル防衛に対する中露の真の姿勢が見られるのは、ミサイル防衛網の全体像が垣間見られるようになってからのことであろう

⁶⁴ Harold Brown, "Where De We Go From Here?" *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 8 (October 2000), p. 13. また、Ivo H. Daalder et al., "Deploying NMD: Not Whether, But How," *Survival*, Vol. 42, No. 1 (Spring 2000), p. 16.

⁶⁵ Mark Smith, "European Perspectives on Ballistic Missile Proliferation and Missile Defences," Center for Nonproliferation Studies & Mountbatten Centre for International Studies, *Missile Proliferation and Defences: Problems and Prospects*, Occasional Paper No. 7 (May 2001), p. 76.

⁶⁶ Boese, "Missile Defense Post-ABM Treaty: No System, No Arms Race," *Arms Control Today*, p. 23.

⁶⁷ Jessica Altschul, "U.S., Europe Discuss Joint Missile Defense," *JINSA (Jewish Institute for National Security Affairs) Online*, February 11, 2003.

⁶⁸ Ibid.

⁶⁹ Ibid.

が、ミサイル防衛網の全体像のみならず、その時の中露の戦略核戦力の規模や米露、米中関係次第で、中露の対応は異なってくるはずである。

(1) 米露関係

ブッシュ大統領は、ABM制限条約を廃棄する理由の1つとして米露がもはや敵対関係にないことを挙げていた。こうしたブッシュ大統領の判断は、2001年9月に生じた米国同時多発テロ以降進められている米国の対テロ戦争へのブーティン政権の協力、さらには「核態勢見直し(NPR)」で示されたブッシュ政権の戦略核政策を色濃く反映したモスクワ条約にブーティン政権が署名したことなどで担保されたかに見える。

米露は、両国間の戦略的安定の基盤を、戦略核戦力などの軍事的要素から、政治、経済、国際安全保障上の協力の在りようなど、政治・経済的要素に移行させようとしている。2002年5月のモスクワ条約の署名と同時に発表された共同宣言で、「(米露)協力のための基盤」について言及した後、「政治協力」、「経済協力」、「人的交流の強化」、「大量破壊兵器の拡散防止：不拡散と国際テロ」、「ミサイル防衛、戦略核攻撃戦力のさらなる削減、戦略的安全保障に関する新しい協議体」と5項目を列挙し、それぞれの分野での米露の協力関係の強化を唱えていることから⁷⁰、こうした変化を読み取れる。

しかしながら、米露間の戦略的安定の基盤が、核戦力を中心とした軍事力というハードウェアから、解釈や認知に左右されがちな政治、経済、安全保障上の協力関係に移るということは、それだけ不確実性が高まることを意味する。しかも米露は、モスクワ条約で戦略核弾頭の配備上限を1,700~2,200発もの多数に定めたため、依然として互いに相手を壊滅させるのに十分な量の核戦力を配備し続けることになる。この結果、米露関係を規定する要素のなかで核抑止の重要性が大幅に後退したとはいえ、両国関係の推移次第では、将来、核抑止の在りようが再び懸案事項として浮上してくる可能性を秘めている。したがって、ABM制限条約なき後の米露間の戦略的安定を確保するためには、政治、経済、安全保障上の協力関係の深化に加え、第2章1(1)の「相互核抑止とミサイル防衛」の項で提示した施策を可能な限り講じておくことが望ましい。

(2) 米中関係

この1~2年、米国のミサイル防衛計画に対する中国の批判はトーンダウンしているが、ミサイル防衛に反対する姿勢には変化がない。まず米国の本土ミサイル防衛に関してだが、この防衛網が中国に及ぼす影響は、米国に届く中国のDF-5・ICBMが僅か20基程度と少数

⁷⁰ Arms Control Association, "Joint Declaration," *Arms Control Today*, Vol. 32, No. 5 (June 2002), pp. 9-

であること、さらには台湾問題を抱えているために、極めて深刻である。仮に、約20基を数える中国のICBMの一部が、米国からの先制核攻撃に生き残ることができ、対米報復能力を備えていると仮定しても、10～20発程度の弾頭を迎撃できる限定的なミサイル防衛網で中国の対米報復能力はなくなってしまう。ましてや、ブッシュ政権が検討している多層防衛システムとなると、僅か20基の中国のICBM戦力は威嚇の道具としてさえ使用できなくなり、米国に対しての政治的・軍事的意義を失う恐れがある。

米国の本土ミサイル防衛の配備によってもたらされる軍事バランスの変化は、中国の対米抑止力を損ねるだけでは終わらない。米国の本土ミサイル防衛は、中台間の武力紛争に対する米国の軍事介入を容易にするため、台湾の現状固定化、あるいは、台湾の独立志向を高める可能性をはらんでいる。言い換えれば、中国にとって、米国による本土ミサイル防衛の配備は、台湾放棄を迫るものになるかもしれない。台湾を放棄できないとすれば、中国は米本土ミサイル防衛に対する対抗策を講ぜざるを得ないのである。

中国が、米国の本土ミサイル防衛システムの配備を契機に、実際にICBM戦力の増強に拍車をかけるか否か、現在のところ、不明である。中国政府の関係者のなかには、米本土ミサイル防衛網に対抗して弾道ミサイルの増強を図るよりも、ミサイル防衛網自体を攻撃する兵器システムの開発をほのめかす者も見受けられる⁷¹。もし中国が弾道ミサイルの増強に拍車をかければ、地域の安全保障環境に一定程度のインパクトを与えよう。日本や韓国をカバーしている米国の「核の傘」の信憑性が損なわれるような事態までは考えにくい⁷²、中国の弾道ミサイル増強に対するロシアやインドの反応が懸念される。こうした事態を回避するためには、ミサイル防衛に関する米中間の戦略協議を密にしなければならない。そうした戦略協議を積み重ねれば、たとえ米国のミサイル防衛に対する中国の不信感を除去するまでに至らなくとも、中国の指導層に対し、少なくとも米国が彼らの安全保障上の懸念に留意しているとの印象を与え、激しい対立関係に陥るといった事態は回避できるかもしれない。特に、中国の為政者は、米国のミサイル防衛に対する中国の姿勢が、米中関係の在りようによって大きく左右されるとの認識を示していることから⁷³、こうした戦略対話の意義は大きいといえよう。

11.

⁷¹ Michael R. Gordon, "China Looks to Foil U.S. Missile Defense System," *The New York Times*, April 29, 2001.

⁷² 「核の傘」の信頼性の拠り所となる要素の1つは相手の核戦力を叩くカウンターフォース能力、とりわけ抗堪化された相手の攻撃戦力を短時間に攻撃・破壊できる「硬化目標即時破壊能力」であるが、米国の戦略核戦力は、中国の戦略核戦力に対し圧倒的に優位なカウンターフォース能力を有しており、この優位性は、中国のICBM戦力が100発、200発の弾頭を備えるようになって大きく変わらない。また、米国は本土ミサイル防衛という新たな損害限定手段の研究・開発も進めている。

⁷³ Jing-dong Yuan, "Bush's ABM Bombshell: The Fallout in Asia," *Asia Times*, January 8, 2002.

(3) ブースト段階迎撃システムと戦略的安定

ブースト段階迎撃システムとは、弾道ミサイル発射後のロケット・エンジンが燃焼している上昇段階で当該ミサイルを迎撃するシステムである。ブースト段階迎撃には、海上、地上、空中、それに宇宙配備の迎撃システムが考えられる。ブースト段階迎撃システムは、迎撃効率の観点から見ると、ミサイルから切り離された弾頭をその飛翔経路の中途であるミッド・コースやターミナル段階で迎撃するシステムより優っている。第1に、弾道ミサイルから切り離された弾頭ではなく、ミサイルのブースト段階でミサイルそのものを迎撃するため、デコイ（おとり弾頭）やチャフ（センサー探知妨害用金属片）に悩まされることもない。第2に、ブースト段階の弾道ミサイルは、ミサイルの発射探知から迎撃までのリアクション・タイムの課題を克服することができれば、ブースターが燃焼中であることや飛翔速度が比較的遅いため、補足し易い。第3に、防衛可能領域が広大であるのみならず、米本土を射程に収める大陸間、あるいは同盟国に届く中距離・短距離弾道ミサイルの区別なく迎撃可能となる。このように、ブースト段階迎撃システムは、迎撃効率の観点で他のミサイル防衛に比べ長所が多く、ミッド・コース、ターミナル段階迎撃システムと共に構成する多層防衛システムの基幹防衛網と位置づけることができる。

ブースト段階迎撃システムの長所は高い迎撃効率にとどまらない。ミサイル防衛に対する中露の懸念を和らげる効果も見出すことができる。海上配備や地上配備のブースト段階迎撃システムであれば、ロシアや中国の内陸奥深くから発射されるICBMや、ブースト段階迎撃システムから遠く離れた海洋から発射されるSLBMを迎撃することが困難であることから、ミサイル防衛に対するロシアや中国の懸念を和らげることが期待されるのである⁷⁴。ただし、レーザーその他の迎撃体を利用した空中や宇宙配備のブースト段階迎撃システムに関しては、技術的に極めて課題が多いものの、開発に成功した場合、中露のICBMをも迎撃する能力を有する恐れがあることから、注意を要する⁷⁵。したがって、米本土ミサイル防衛を「ならず者国家」のミサイル脅威に対処する防衛網と位置づける限り、地上や海上配備のブースト段階迎撃システムを第一義的に開発・配備し、中露に要らざる懸念を与えるミッド・コースやターミナル段階迎撃システムを補完的に配備することも1つの選択肢であろう。

⁷⁴ 例えば、Glaser and Fetter, "National Missile Defense and the Future of U.S. Nuclear Weapons Policy," p. 54; Brown, "Where Do We Go From Here?" p. 13; James Lindsay & Michael O'Hanlon, "Rapid Deployment on Missile Defense is a Bad Idea," *The International Herald Tribune*, December 27, 2000; Dean A. Wilkening, "Amending the ABM Treaty," *Survival*, Vol. 42, No. 1 (Spring 2000), p. 40; Richard L. Garwin, "The Wrong Plan," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 56, No. 2 (March/April 2000), p. 36.

⁷⁵ Garwin, "The Wrong Plan," pp. 39-40. また、Glaser and Fetter, "National Missile Defense and the Future of U.S. Nuclear Weapons Policy," p. 54.

第3章 我が国のミサイル防衛の戦略的な意義と東アジアの安全保障環境に与える影響

1. 我が国にとってのミサイル防衛の意義

1993年5月の北朝鮮によるノドン・ミサイル発射実験後、日米間で日本全域をカバーするミサイル防衛に関する共同研究の機運が盛り上がった。そして同年12月以降、我が国は、開発・配備に関わる政策判断に必要な資料を得るために、米国の知見を得て上層防衛能力を有するミサイル防衛の技術的実現可能性を見極める予備的な調査研究を進めてきた。そして北朝鮮が、98年8月、日本列島を横切る形で弾道ミサイルを発射したことを契機に、同年9月、日米両国政府は、ミサイル防衛構想の重要性を強調し、「共同技術研究を実施する方向で作業を進めてゆく」ことで合意したのである⁷⁶。日米間で共同技術研究の対象となったミサイル防衛システムは、海上配備型上層防衛（NTWD）であったが、このミサイル防衛システムは、今日「海上配備型ミッド・コース防衛（SMD）」と呼ばれている。

米国に対する「ならず者国家」からの弾道ミサイル脅威は未だ現実のものとはなっていないが、日本など一部の米国の同盟国は、北朝鮮によるミサイル発射に示されるように、「ならず者国家」の弾道ミサイル脅威に直面している。日本は、報復に基づく抑止力を自ら構築するという選択肢を放棄し、もっぱら米国の拡大抑止に依存している。しかしながら、既に指摘したように、大量破壊兵器を搭載すると同時に、移動式など非脆弱な弾道ミサイルを配備している「ならず者国家」は、拡大抑止をめぐる米国の意志を誤解することも想定されるようになっている。ミサイル防衛はこうした危険を取り除く手段として位置づけることができるが、日本の安全保障の観点からみると、さらに以下の役割が期待される。

日本をカバーするミサイル防衛は、第1に、大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルや大量破壊兵器の搭載を偽装した弾道ミサイルを政治的威嚇の道具として使用される危険を防止できる。日本国民は、核兵器やサリンの恐怖を経験していることから、大量破壊兵器に対する恐怖心には並々ならないものがある。日本に敵対する国家は、必要とあれば、日本国民のこうした心理的弱みにつけ入って日本に影響力を行使しようとするのが十分想定される。とりわけ北朝鮮は、朝鮮半島有事の際、日本の対米協力を妨げるために、日本に対する恫喝の手段として弾道ミサイルを用いることも想定されるが、ミサイル防衛はこうした恫喝に対抗する手段となる。また、米韓合同軍の侵攻を招き、崩壊の瀬戸際に立った北朝鮮が、米韓軍のさらなる作戦行動を阻止するために、日本や韓国に対し大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイル攻撃の恫喝を加えることも考えられるが、日本列島をカバーするミサイル防衛はこのよ

⁷⁶ 9月20日の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会開催後の「共同発表」。

うな恫喝にも対処が可能である。

第2に、日本を防御するミサイル防衛は在日米軍も弾道ミサイル攻撃から防御することになり、在日米軍に柔軟な戦闘作戦行動をとる余地を保証することになる。日米安保体制の円滑な運用、そして米国の対日拡大抑止の信頼性を維持するためには、在日米軍が「ならず者国家」の弾道ミサイル脅威の人質になるような事態は是非とも回避しなければならない。

第3に、抑止が崩壊し、通常戦争が勃発した後で、崩壊した抑止力を改めて再構築する「戦時下の抑止」が容易でないことは既に述べたが、そうであれば通常弾頭搭載の弾道ミサイル攻撃を抑止することも難しいことになる。通常弾頭搭載弾道ミサイルの軍事的意義は、その命中精度如何によって大差がある。仮に「半数必中半径(CEP)」が1 km前後の弾道ミサイルであれば、政治的恫喝の手段としてはともかく、軍事的効用はそれほど大きくない。しかしながら、命中精度が改善されるにつれ、その軍事的意義は大きくなる。例えば、「ならず者国家」が日本の政治中枢や日本海沿岸に散在する原子力発電施設に対する攻撃能力を備えた通常弾頭搭載弾道ミサイルや巡航ミサイルを配備するようになれば、日本や米国は逆に抑止されてしまう恐れがある。「ならず者国家」が、その弾道ミサイルの命中精度の向上を図り続けるであろうことを考慮すれば、弾道ミサイルに対する迎撃能力の開発は不可欠といえよう。

第4に、日本を射程に収める弾道ミサイルは「ならず者国家」のものばかりではない。中国やロシアの弾道ミサイルもこうした能力を有している。このうち、「ならず者国家」や中国の弾道ミサイル戦力は増強趨勢にある。そして弾道ミサイルの配備数が増加するにつれ、事故や誤認に基づく発射の危険も高まる。こうした事態への対処、つまり実際に発射された弾道ミサイルに対処できるのはミサイル防衛以外に見あたらない。

第5に、配備されたミサイル防衛システムの残存性が高く、しかもミサイル迎撃能力が高いものであれば、周辺国のミサイル増強インセンティブを削ぎ、それだけ弾道ミサイルの拡散・増強の防止に役立つ。また、日本は米国との間で共同技術研究を進めているが、こうした共同研究は、日米間の防衛技術の相互交流を深め、日米安保体制の基盤を強化することにもつながるのである。

なお、ミサイル防衛に関する日本国内の議論は、弾道ミサイル防衛(BMD)に集中しているが、巡航ミサイル防衛(CMD)の重要性も忘れてはならない。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、安価な上に命中精度の向上や射程の延長が容易である⁷⁷。また、同じく弾道ミサイルに比べ、生物・化学兵器の運搬手段に適している⁷⁸。北朝鮮などが保有する巡航ミサイルは、中国のHY-2シルクワーム巡航ミサイルを原型とする対艦巡航ミサイルである

⁷⁷ Gormley, "Hedging Against the Cruise-Missile Threat," p. 95.

が、射程を延長するとともに命中精度を改善して対地攻撃用として改良されれば、日本に大きな脅威をもたらすことも想定される。例えば、朝鮮半島で武力衝突が生じた際、北朝鮮が、日本による米軍支援を阻止するために、海上や地上発射の生物・化学兵器搭載巡航ミサイルを用いて対日恫喝を企てることも考えられる。

米国が開発しているパトリオットPAC-3は、巡航ミサイルに対しても一定程度の迎撃能力を有するとされているが、巡航ミサイルは、弾道ミサイルと異なり、低空で飛行する自動誘導ミサイルであるため、常にレーダーで捕捉できるとはかぎらない。また、発射のシグナルをつかみにくいし、発射地点も定まっていない。したがって、PAC-3のほか、別途、防衛手段を講ずることが必要であろう。巡航ミサイルを迎撃するためには、巡航ミサイルの飛行航路に沿って縦深的に迎撃することが効果的と言われている⁷⁹。そのためには、戦闘機や地上基地から個別的に迎撃ミサイルを運用するのではなく、早期警戒管制機（AWACS）など早期警戒能力を有する航空機に一元的な戦闘指揮能力を付与し、空中、地上、並びに海上発射ミサイルを連繋して運用する戦闘管理システムを創り上げることが肝要であろう。

2. 東アジアの安全保障環境に与える影響

中国や北朝鮮は、日米が共同で技術研究を進めているミサイル防衛に反対している。中国は反対理由を幾つか挙げているが⁸⁰、その一つは、日米共同研究の対象とされているミサイル防衛が配備されれば、東アジアで軍拡競争が生起し、戦略環境の悪化をもたらすというものである。しかしながら、この批判は十分な説得力を有していない。まず、ミサイル防衛が軍拡競争をもたらすという批判に関しては、一面的な批判と言わざるを得ない。中国の弾道ミサイル脅威にさらされている台湾において、その対抗策としてミサイル防衛のほか、中国の主要都市を攻撃することのできる弾道ミサイルを配備して中国の弾道ミサイル脅威に対抗すべきとの意見があったと言われている⁸¹。もし台湾が後者の選択肢を採っていれば、中台間には台湾がミサイル防衛を配備した場合よりも激しい軍拡競争が生起したと考えられる。中国は、東アジアの軍拡競争の根本原因がミサイル防衛にあるのではなく、自国の弾道ミサイルの増強にあることを認めなければならない。日本や台湾のミサイル防衛構想は、単に中国や北朝鮮の弾道ミサイル増強に対抗するものに過ぎないのである。

⁷⁸ Ibid., p. 96.

⁷⁹ Ibid., p. 102.

⁸⁰ ミサイル防衛に関する日米共同技術研究に対する中国からの批判を纏めた文献としては、The Monterey Institute of International Affairs, *Theater Missile Defense (TMD) in North East Asia: An Annotated Chronology, 1990-Present* (Monterey: Monterey Institute of International Affairs, June 2000)などを参照。

⁸¹ Arthur S. Ding, "China's Concerns About Theater Missile Defense: A Critique," *The Nonproliferation Review*, Vol. 6, No. 4 (Fall 1999), pp. 96-97.

日本のミサイル防衛と軍拡競争の関連でさらに言えば、アジアの弾道ミサイル保有国、特に中国の弾道ミサイル整備計画は、日本のミサイル防衛のみによって決定されるわけではないはずである。米国、ロシア、インドなどのミサイル戦力の動向も、日本のミサイル防衛と同様、決定要因となっているはずである。したがって、中国は、日本がミサイル防衛を配備する、しないにかかわらず弾道ミサイル戦力の増強を進めることも十分に想定される。

また、日本は、在日米軍を含め、弾道ミサイルやそれに搭載する大量破壊兵器を保有していないことを指摘しなければならない。核兵器搭載弾道ミサイルを配備して相互抑止関係にある国家の一方が本土ミサイル防衛網を配備すれば、ABM制限条約のロジックから窺えるように、他方の報復能力が損なわれ、戦略的な安定性を脅かす事態も想定される。しかし、日本のように、他国に脅威を与える弾道ミサイルや核兵器などの大量破壊兵器を配備していない国家を防御するミサイル防衛は、文字通り防御兵器であり、弾道ミサイルを配備している近隣諸国との間の戦略関係を不安定にするか否かは、その弾道ミサイル保有国の出方次第ということになる。

さらに言うと、日中が地理的に近接していること、さらには攻撃手段の後追いを運命づけられているために完璧性を期し難いというミサイル防衛の特質を考慮すれば、日本がミサイル防衛を配備したとしてもそれが中国の報復能力を総て取り去ることは考えにくい。言い換えれば、日本がミサイル防衛を配備しても中国の究極的な対日核抑止力は残るはずである。中国は、無条件の核の先行不使用、並びに同じく無条件の消極的安全保障を宣言している⁸²。にも拘わらず、日本のミサイル防衛研究に批判を繰り返すのは、はからずも中国が日本を核ミサイル攻撃の目標に据えていることを露呈することになる。要するに、日本のミサイル防衛が戦略環境の悪化をもたらすと中国の批判は、弾道ミサイルを配備することによって得られた中国の一方的な対日軍事優位が脅かされることを恐れてのことには過ぎない。

さらに中国は、日本を防御するミサイル防衛は、在日米軍の攻勢能力を高め、東アジアの軍事的緊張を高めるとの主旨の批判を加えている。確かに、日本を防御するミサイル防衛は在日米軍も弾道ミサイル攻撃から防御することになり、在日米軍に柔軟な戦闘作戦行動をとることを可能とするが、この可能性をもって在日米軍が攻撃的になると言い切ることはできない。そもそも日米同盟は帝国主義時代にみられた攻守同盟ではない。抑止と対処を基本機能とし、アジア・太平洋地域の平和と安定の確保を目指す受動的な同盟関係なのである。

⁸² Li Daoyu, "Foreign Policy and Arms Control: The View from China," *Arms Control Today*, Vol. 23, No. 10 (December 1993), p. 9.

第4章 弾道ミサイルの移転・拡散に対する国際的な取り組みの動向

弾道ミサイルの国家間移転を規制した条約の先駆けとしては、米ソ（露）間で締結されたABM制限条約やSTARTがある。ABM制限条約は、2002年6月に失効したが、その第9条で迎撃ミサイルなどABMシステムの構成要素を第三国に移転・委譲することを禁止していた。またSTARTは、第5条28項で、条約の当事国の領域外に戦略攻撃兵器の基地を設けることを禁止するという文言で、米ソ（露）のICBMや戦略爆撃機を条約の非当事国へ移転・配備することを禁じている。これに対し、法的拘束力を欠くものの、より多くの国家が参画するミサイルの移転・拡散防止措置として、「ミサイル関連技術輸出規制レジーム（MTCR）」と2002年11月に採択された「弾道ミサイルの拡散に対する国際行動規範（ICOC）」が設けられている。

1. ミサイル関連技術輸出規制レジーム（MTCR）

MTCRは、核兵器の拡散防止の観点から、核兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することを目的として、G-7を原加盟国に87年4月に発足した。当初、投射重量500kg、あるいは射程300kmを超える弾道ミサイルおよび巡航ミサイル、並びにそれらの関連部品を焦点に輸出規制を行っていたが⁸³、92年7月以降、射程や投射重量に関わらず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイルおよび関連汎用品・技術も規制対象とされるようになった⁸⁴。

MTCR参加国は2003年1月現在で日本を含め33カ国を数える⁸⁵。その他、正式の参加国ではないものの、イスラエル、ブルガリア、ルーマニア、スロバキアなどがMTCRに則って輸出規制を実施する旨、声明を出している⁸⁶。MTCR参加国は、「ガイドライン」と称される共通の輸出管理政策を設定し、カテゴリー、で列挙された輸出規制品目を⁸⁷、対象

⁸³ 500kgを投射重量の目安とした理由は、初歩的な核弾頭の重量がおおよそ500kgと推定されたからであり、射程300kmは、核兵器が使用される可能性がある幾つかの地域内の戦略的な距離を基準として算定したと言われている。Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 311.

⁸⁴ 阿部信泰「ミサイル不拡散努力の今後の方向性 - 「ミサイル輸出管理レジーム」の意義と限界」『国際問題』、No. 461 (1998年8月)、34-36頁。

⁸⁵ Arms Control Association, "Fact Sheets: The Missile Technology Control Regime," January 2003 (<http://www.armscontrol.org/factsheets/mtr.asp>) (July 7, 2003).

⁸⁶ Arms Control Association, "Fact Sheets: The Missile Technology Control Regime."

⁸⁷ 輸出規制品目は、目的の如何に拘わらず、原則として輸出が禁止されているカテゴリー品目（例外的に輸出する場合は、平和目的のみに使用される旨の厳格な政府間保証が必要。但し、カテゴリー品目の製造設備は例外なく禁輸）と、案件毎にケース・バイ・ケースで審査し、輸出が許可される場合もありうるが、大量破壊兵器の運搬に用いられると判断される場合は、原則禁輸となるカテゴリー品目に分類されている。カテゴリー品目としては、搭載能力500kg以上、あるいは射程300km以上の大量破壊兵器運搬システム（ミサイル、ロケット、巡航ミサイルなどの無人航空機）およびロケットの各段、再突入体、誘導装置な

国・地域を特定することなく、それぞれの国内法令（日本においては、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替管理令など⁸⁸）に基づいて輸出管理を実施している。なお、MTCR参加国もMTCRに基づく輸出規制の対象となっているが、カテゴリー 品目に関してはMTCR非参加国に対するのとほぼ同様の輸出規制が実施されているものの、カテゴリー 品目については、その規制は必ずしも十分とは言えない状況にある⁸⁹。

MTCRは、既に弾道ミサイルや巡航ミサイルを保有している国家に対してはそれほど有効ではないとの意見も見られる。しかし、弾道ミサイルの終末誘導装置が厳格な輸出規制の対象となっているために、MTCR参加国が輸出規制措置を厳格に履行する限り、北朝鮮を含む第三世界の弾道ミサイルの命中精度が短期間に大幅に向上することは考えにくい。また、射程が約1,000kmを超える弾道ミサイルを製造するためには、それ以下の射程の弾道ミサイルとは異なり、より多様な部品と技術が必要となるため、輸出規制の効果が高いと言われている⁹⁰。実際、アルゼンチン、エジプト、イラクの3カ国によるコンドル（Condor）弾道ミサイル開発計画は、MTCRの輸出規制が功を奏して中止に追い込まれたし、インドの弾道ミサイル開発も、MTCRの規制のあおりを受けて大きく遅れたと伝えられている⁹¹。

ただし、MTCRの実効性を確保するためには、以下の課題を克服しなければならない。まず、輸出規制の実効性をさらに高めるために、MTCR参加各国の輸出規制関連法令の調整と厳格な執行である。MTCRは、法的拘束力を有する国際協定に基づくものでなく、また遵守を確認する査察・検証規定や罰則規定も設けていないことから⁹²、MTCRの成功、不成功は参加各国のこうした努力にかかっている。さらに大きな課題としては、ミサイル関連汎用品の輸出能力を有する国家の一部がMTCRに参加していないが、こうした状況を早急に解消しなければならない。東アジア地域を見ても、MTCRに参加しているのは、日本、ロシア、韓

どの大量破壊兵器運搬システムのサブ・システムを挙げることができる。またカテゴリー 品目には、カテゴリー 品目に含まれない搭載能力500kg未満、射程300km以上の大量破壊兵器運搬システム（ミサイルやロケット、巡航ミサイルなどの無人航空機）及びそのシステムを構成する各部品で構成されている。また、推進薬、構造材料、ジェット・エンジン、加速度計、ジャイロスコープ、発射支援装置、誘導関連機器などもカテゴリー 品目に列挙されている。さらに、上記以外のミサイルであっても、大量破壊兵器の運搬に使用されるとMTCR参加国が判断する場合は、原則として禁輸となっている。なお、有人航空機や宇宙開発事業に関わる製品については、大量破壊兵器の運搬手段の製造に寄与しないことを条件に、輸出規制品目から除外されている。Arms Control Association, "The Missile Technology Control Regime," *Background Paper*, July 1999, pp. 1, 3; U.S. Arms Control and Disarmament Agency, "Fact Sheets: Commonly Asked Questions on the Missile Technology Control Regime (MTCR)," November 26, 1997, p. 2; および阿部、「ミサイル不拡散努力の今後の方向性」、前掲書、35-36頁。

⁸⁸ 阿部、「ミサイル不拡散努力の今後の方向性」、前掲書、35頁。

⁸⁹ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 314; Arms Control Association, "The Missile Technology Control Regime," pp. 1, 3; および旧通商産業省輸出規制担当者からのコメント。

⁹⁰ Aaron Karp, *Ballistic Missile Proliferation: The Politics and Technics* (New York: Oxford University Press, 1996), pp. 204-205.

⁹¹ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 313.

⁹² ただし、米国は、MTCRに違反した企業や個人に対し（MTCRに加盟していない国家の企業や個人も含む）、制裁措置をとることを国内法で規定している。

国のみである。ミサイル関連資機材および汎用品の輸出能力を有する中国や北朝鮮などはMTCRに参加していない。ちなみに中国は、米国からの再三の要請を受けて、2002年8月、コントロール・リスト（輸出規制品目）を付記した「ミサイル及び関連資機材・技術輸出管制法」を国内に発布し、ミサイル関連資機材に対する輸出規制を強化する姿勢を打ち出した⁹³。しかしながら、「ミサイル及び関連資機材・技術輸出管制法」に列挙された輸出規制品目は、MTCRのコントロール・リストに列挙されている品目と完全に一致しているわけではない⁹⁴。

確かに、MTCRには、アルゼンチン、エジプト、イラクによるコンドル 弾道ミサイル開発計画を頓挫させるなど、弾道ミサイルの開発を押しとどめる効果があることは否めない。しかしながら、インドの弾道ミサイル開発に見られるように、結局のところは、開発に成功する時期を遅らせるだけに終わることも多い。MTCRは、弾道ミサイルや巡航ミサイルの製造に必要な資機材や技術の拡散に防壁を設けるサプライ・サイドからの施策であるが、こうした措置では、ミサイルの保有を志す国家が独自に技術研究を重ねて開発を進めることまで抑制することはできない。ミサイルの拡散防止を真に強固なものにするためには、MTCRのようなサプライ・サイドからのアプローチに加え、軍事バランスの安定化、信頼醸成措置（CBM）、武力紛争の予防措置など、国家がミサイル開発に走る動機を除去するディマンド・サイドからの施策をさらに押し進めることが必要なのである。

さらにMTCRは、MTCR自体の正統性を脅かす課題も抱えている。先に指摘したように、MTCRはMTCR参加国間のミサイル関連資機材や技術の移転に関しては、非参加国に対するのと同様の規制措置をとっているとは言い難い状況にある。したがって、MTCR非参加国、とりわけ第三世界の国々にとっては、MTCRは技術先進国によって作られた一種のカルテルと映る危険をはらんでいる。MTCRの正統性や存在意義を高めるためには、参加国間のミサイル資機材や技術の移転を制御する仕組みに一層の透明性を持たせることが必要であろう。

また、MTCRの目的は、単にミサイルの拡散を防止することにあり、既に開発・配備されたミサイルの撤去・削減までは視野に入れていない。既存のミサイル戦力の増強を抑制した

⁹³ 日米などMTCR参加国と同様、輸出ライセンス制度、最終使用者証明など輸出先の使用形態の確認、さらにはキャッチ・オール条項などを取り入れている。Jing-Dong Yuan et al., "Recent Developments in China's Export Controls: New regulations and New Challenges," *The Nonproliferation Review*, Vol. 9, No. 3 (Fall/Winter 2002), p. 161を参照。

⁹⁴ 中国外務省軍備管理・軍縮局長のリュ・ジーエイ（Liu Jieyi）によると、中国がMTCRに列挙されている輸出規制品目の一部をコントロール・リストに入れなかった理由は、単に中国がそうした規制品目を生産していないからであるという。Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, "Briefing by Mr. Liu Jieyi Director General of Arms Control and Disarmament Dept. MFA on the Promulgation of Regulations on Export Control of Missiles and Missile-related Items and Technologies and the Control List," (<http://www.fmprc.gov.cn/eng/34245.html>) (August 27, 2002).

り、あるいは削減を進めるためには、別途、対策を講じなければならないことは言うまでもない。

2．弾道ミサイルの拡散に対する国際行動規範（ICOC）

MTCRは、弾道ミサイルの拡散防止にある程度役立ってきたが、前項で指摘したように、その機能は弾道ミサイルや巡航ミサイルの製造に必要な資機材や技術の移転に防壁を設けるサプライ・サイドからの施策に過ぎず、ミサイルの保有・配備を志す国家が独自に技術研究を重ねて開発を進めることまで抑制することはできない。さらには、弾道ミサイルを生産し、輸出できる国家の一部がMTCRに参加していないという課題も抱えている。

MTCR参加国は、こうした課題、すなわちミサイル開発のインセンティブを緩和するとともに、MTCR非参加国をミサイル輸出規制レジームに関与させる手段を講ずるために協議を重ね、2000年10月のヘルシンキ会合で「弾道ミサイルの拡散に対する国際行動規範（ICOC）」草案を採択した。その後、MTCR参加国は、MTCR非参加国からこの草案についての意見を聴取し、若干の修正を加えた後、2002年11月末、日米を含む93カ国の賛同を得て「ハーグ行動規範」と銘打って採択された。ハーグ行動規範は、MTCRと同様、法的拘束力を持たない政治的合意であるが、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの開発・実験・配備の自制、大量破壊兵器の開発が疑われている国家の弾道ミサイル計画への支援の禁止、宇宙ロケット開発計画の名の下に弾道ミサイル開発を隠蔽してはならないとの原則、それに、弾道ミサイルの拡散・開発・配備を抑制するために、透明化措置を中心としたCBMを規定している⁹⁵。

ハーグ行動規範が規定するCBMの内容は、弾道ミサイルに関わる政策や宇宙ロケットなどの宇宙打ち上げ機（SLV）に関する活動の透明性を高める措置、それに弾道ミサイル及び宇宙打ち上げ機の事前発射通告制度などからなる。弾道ミサイルに関する透明性向上策としては、第1に、各種弾道ミサイル及び発射場や試射場に関する情報を含め、弾道ミサイル政策の概要を毎年公表することを定めている。第2に、前年度に試射された弾道ミサイルの数量及び種類などの情報を、事前発射通告制度に則って、毎年提供することを定めている。宇宙打ち上げ機に関する透明性向上策としては、第1に、宇宙打ち上げ機に関する政策の概要及び発射場や試射場の概要を毎年公表することを定めている。第2に、前年度に発射（試射）された宇宙打ち上げ機の数量及び種類などの情報を、事前発射通告制度に則って、毎年提供することを定めている。第3に、義務ではないが、宇宙打ち上げ機の発射場や試射

⁹⁵ 以下、ハーグ行動規範の規定内容については、Netherlands Foreign Ministry, “International Code of

場に国際監視員を招待することを考慮する。また、事前発射通告制度については、弾道ミサイル及び宇宙打ち上げ機の両方に事前発射通告を規定し、試射される弾道ミサイルや宇宙打ち上げ機の種類、発射時限、飛翔方向などの通告を義務づけている。

ハーグ行動規範が規定する上記のCBMは、弾道ミサイル及び宇宙打ち上げ機に関する政策宣言などの透明性向上措置に終始している。透明性向上措置は問題の所在を知ること役立つが、その問題の解決をもたらすものではない。したがって、弾道ミサイルの拡散や増強の防止、さらには安全保障環境の改善の視点から見ると、その効果は極めて限定的なものと言わざるを得ない。例えば、透明性向上のためのCBMを実施したとしても、ただちに弾道ミサイルの配備・運用を左右するものではないために、ハーグ行動規範に参加する国々の安全保障を高めるわけではない。唯一、弾道ミサイル保有国の弾道ミサイル政策の透明性を高めて、誤解・誤認に基づく弾道ミサイルの増強や発射の危険を和らげることが期待されるに過ぎない。換言すると、ハーグ行動規範が規定するCBMは、弾道ミサイル保有国間の戦略的安定に資するかもしれないが、それも弾道ミサイルを配備している国家が互に対立関係にあるとか、弾道ミサイル保有国数が多数を占めるような戦略環境においてのことである。

ハーグ行動規範のCBMが透明性向上という限定的なものに終わった理由は、ハーグ行動規範が参加国に求めている行動規範自体が、政治的な理由から控えめなものに終わっているためと考えられる。すなわち、ハーグ行動規範は、弾道ミサイルの増強や拡散が、安全保障上、望ましいものではないとの一般的合意から出発しているものの、弾道ミサイルそのものを非合法化することを目的としているわけではない。単に、弾道ミサイルに関わる一定の活動、すなわち、弾道ミサイル開発計画の秘密主義、無制限な弾道ミサイルの開発・実験・配備、それに他国の弾道ミサイルや宇宙打ち上げ機計画に対する無原則的支援などに規制を加えようとしているに過ぎない⁹⁶。換言すれば、既存の戦略環境や弾道ミサイル戦力バランスを所与のものとした上で、弾道ミサイルに関わる行動に一定の規制を加えることによって軍事的安定を確保しようとしているのである。

東アジアに位置する国々のなかで弾道ミサイルを保有・配備している国家（地域）は、本稿の冒頭で列挙したように、中国、韓国、北朝鮮、ロシア、ベトナム、台湾であるが、このうち、韓国とロシアを除けば、いずれの国家（地域）もハーグ行動規範に署名していない⁹⁷。署名を見送った国々のうち、中国と北朝鮮の不参加の理由については次のことが言えよ

Conduct against Ballistic Missile Proliferation,” November 26, 2002による。

⁹⁶ Mountbatten Centre for International Studies, “The International Code of Conduct Against Ballistic Missile Proliferation: A Critical Appraisal,” Paper Prepared for the Japan Institute for International Affairs, May 2002, fol. 8.

⁹⁷ Netherlands Foreign Ministry, “International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation, Annex – List of Subscribing States,” November 26, 2002.

う。

中国がハーグ行動規範への署名を見送った第1の理由は、米国のミサイル防衛、とりわけ本土ミサイル防衛計画への懸念であろう。米国に届く中国のICBM戦力が僅か20基程度と少数であること、さらには米国との間で台湾問題を抱えているために、米国の本土ミサイル防衛システムが配備された場合、それが中国に及ぼす影響は、ロシアに与える影響よりも深刻である。したがって、中国としては、対米抑止力を確保しようとするれば、本土ミサイル防衛網を突破する手段のほか、ICBMの増強も考慮せざるを得なくなることから、弾道ミサイルの開発・配備に自制を求めるハーグ行動規範に賛同できなかったものと想定される。

第2の理由は、ハーグ行動規範のCBMの中心である透明性向上措置である。中国は、交渉時から透明性向上措置を自主的な措置にすべきと主張していたが⁹⁸、この主張は取り入れられなかった。中国はこれまで、軍事力全体、とりわけ核・ミサイル戦力の透明性の向上に関しては、その核抑止力が損なわれることを恐れてか、難色を示してきた。例えば、2000年4～5月に開催されたNPT運用・検討会議において、核軍縮に向けてNPT上の核保有国に期待する6項目が合意されたが、その中に「核戦力の透明性の増大」が含まれていた。中国は、この項目の採択に最後まで抵抗し、結局、「自主的に」という枕詞が添付されたことを受けて、ようやく採択に同意したと伝えられている⁹⁹。

第3の理由は、弾道ミサイルの事前発射通告制度である。威嚇のために台湾沖に弾道ミサイルを打ち込んだ事実から窺えるように、弾道ミサイルの試射を台湾政策の一つの手段として位置づけている中国から見ると、弾道ミサイルの事前発射通告制度は中国の台湾政策を損なうものと映ったに違いない。

他方、北朝鮮に関しては、1994年10月の米朝「合意枠組み」などから窺えるように、代償次第では自国の軍事力の規制に応じる姿勢を見せたことがあったことから、ハーグ行動規範に参加することによって得られる利益次第では、参加する可能性が全くないわけではなかった。しかしながら、ハーグ行動規範には、弾道ミサイル保有国に参加を強く促すような規定は見あたらない。前文に、参加国間の「協力的措置 (cooperative measures)」という抽象的な文言が見られるだけで、参加することによる具体的な利益を読みとることができない。したがって、弾道ミサイルの輸出を主たる外貨源とする北朝鮮のような国家から見ると、ハーグ行動規範は単に弾道ミサイルの輸出を抑制あるいは禁止し、自国の経済的困窮を倍加するに過ぎないことになり、参加のインセンティブを持ち得ない。

これまで見てきたように、ハーグ行動規範から期待できる弾道ミサイルの増強抑制効果や

⁹⁸ Federal News Service, "Remarks by Liu Jieyi, Ministry of Foreign Affairs, The People's Republic of China at the Carnegie International Nonproliferation Conference, November 14, 2002.

⁹⁹ 黒澤満「二〇〇〇年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第50巻第4号(2000年11月)、541頁。

拡散防止効果は大きくない。しかしながら、ハーグ行動規範という国際的枠組みを維持することにより、中国や北朝鮮、さらにはインド、パキスタンなどハーグ行動規範に参加しないアジアの弾道ミサイル保有国に対し、ハーグ行動規範の規定する国際的な行動規範を背景とした圧力をかけることが可能となる。

弾道ミサイルの増強抑制や拡散防止の観点でハーグ行動規範の役割が限定的であることに鑑み、ハーグ行動規範を如何に強化してゆくかが重要になってくる。具体的な強化手段としては、以下の事項を挙げることができよう。第1に、弾道ミサイルの事前発射通告制度に加え、将来的には、年間毎の発射実験回数の制限など、弾道ミサイルの発射実験の回数を制限する規定を盛り込むよう努力すべきであろう。こうした規定は、弾道ミサイルを保有しない国家のハーグ行動規範参加を促すためにも必要である。

第2に、ハーグ行動規範の目的・意義が弾道ミサイル増強・拡散防止に資するディマンド・サイド・アプローチの制度化であるとするならば、透明性向上策などのCBMのほか、弾道ミサイルの先制不使用や、弾道ミサイルに対する弾道ミサイル非保有国の安全を保証する施策を検討することが望まれる。

第3に、ハーグ行動規範には参加を強く促す規定が見受けられないが、弾道ミサイル開発に着手している国家に対しては、大量破壊兵器搭載弾道ミサイルの欠陥を認識させ、弾道ミサイル拡散防止の一助とすることも可能である。具体的には、大量破壊兵器搭載弾道ミサイルを開発しても、それを非脆弱な形に配備できなければ、クライシス・スタビリティを脅かすため、かえって安全保障を損なう危険があることに注意を喚起すべきであろう。

おわりに

ミサイル防衛を開発・配備しても、飛来する弾道ミサイルやその弾頭を迎撃することの技術的難しさを考慮すれば、弾道ミサイルの脅威を完全に封じ込めることは難しい。また、経済力や技術の国家間比較が難しいことなどが災いして、費用対効果の面で弾道ミサイルや巡航ミサイルがミサイル防衛よりも優れていると認識され続ける限り、ミサイル防衛の配備はミサイルの増強を促すだけに終わりがねない。しかしながら、ミサイル防衛は、実際に発射されたミサイルに対処できる唯一の積極防衛手段である。また、ミサイル防衛は、ミサイル攻撃の成否に影響を及ぼすものであることから、原則的には、拒否的抑止力の向上に資する兵器システムである。

これまで、弾道ミサイルや巡航ミサイルの拡散防止やその脅威に対処するために、報復的抑止、軍備管理を含む外交上の施策、MTCRなどの輸出規制、それにミサイル基地に対する

先制攻撃など様々な方策が検討されてきた。しかし、これらの施策をもってしても、強力な打撃力、戦闘作戦行動の多様化、それに抑止力の確保など、ミサイルを配備することによって得られる軍事的利点が見いだされる限り、ミサイルの開発・配備は続く。こうしたミサイルの増強に対処するには、同じくミサイルを開発・配備して、相手に対し同様の脅威を与えて軍備管理・軍縮交渉のテーブルに着かせるか（我が国はこの選択肢を放棄）、あるいはミサイルを直接迎撃するミサイル防衛を配備する以外に方法はないのである。

（防衛研究所 第1研究部主任研究官）